

ASEANの知財概況

ジェトロシンガポール事務所・バンコク事務所 知的財産部

ASEANの知財概況

1. ASEANへ進出する各国

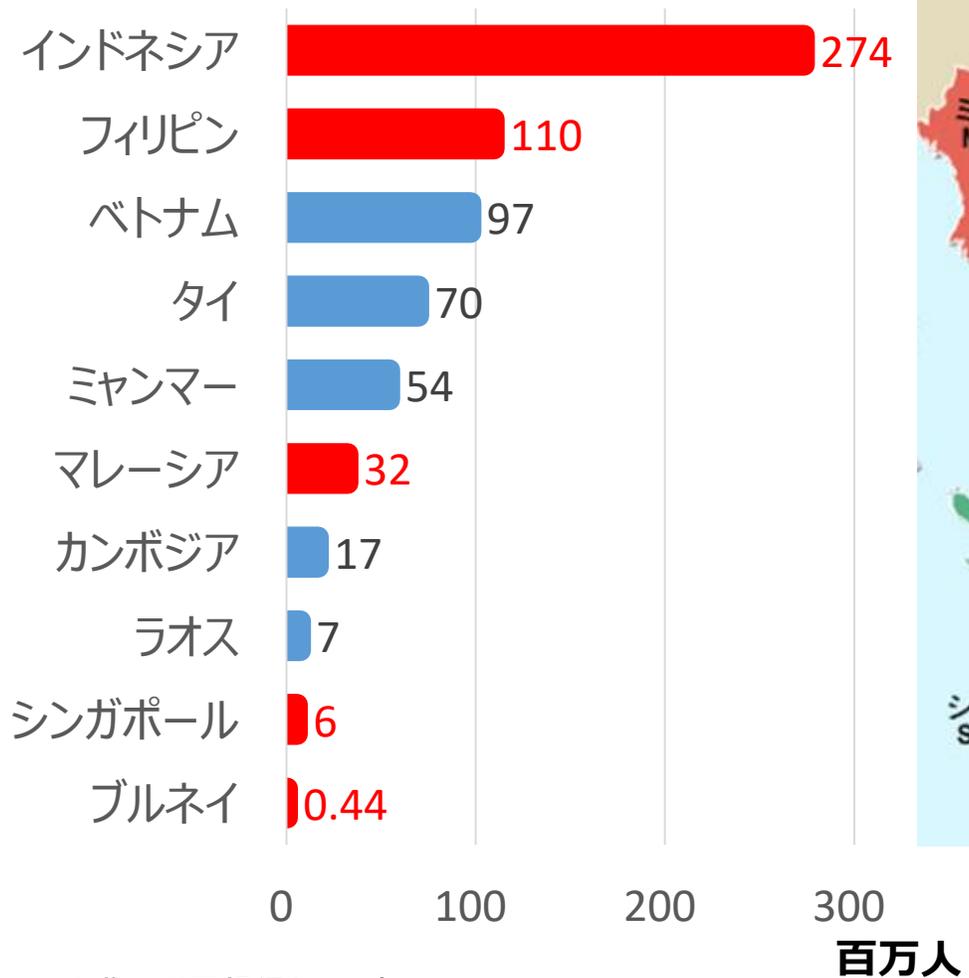
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

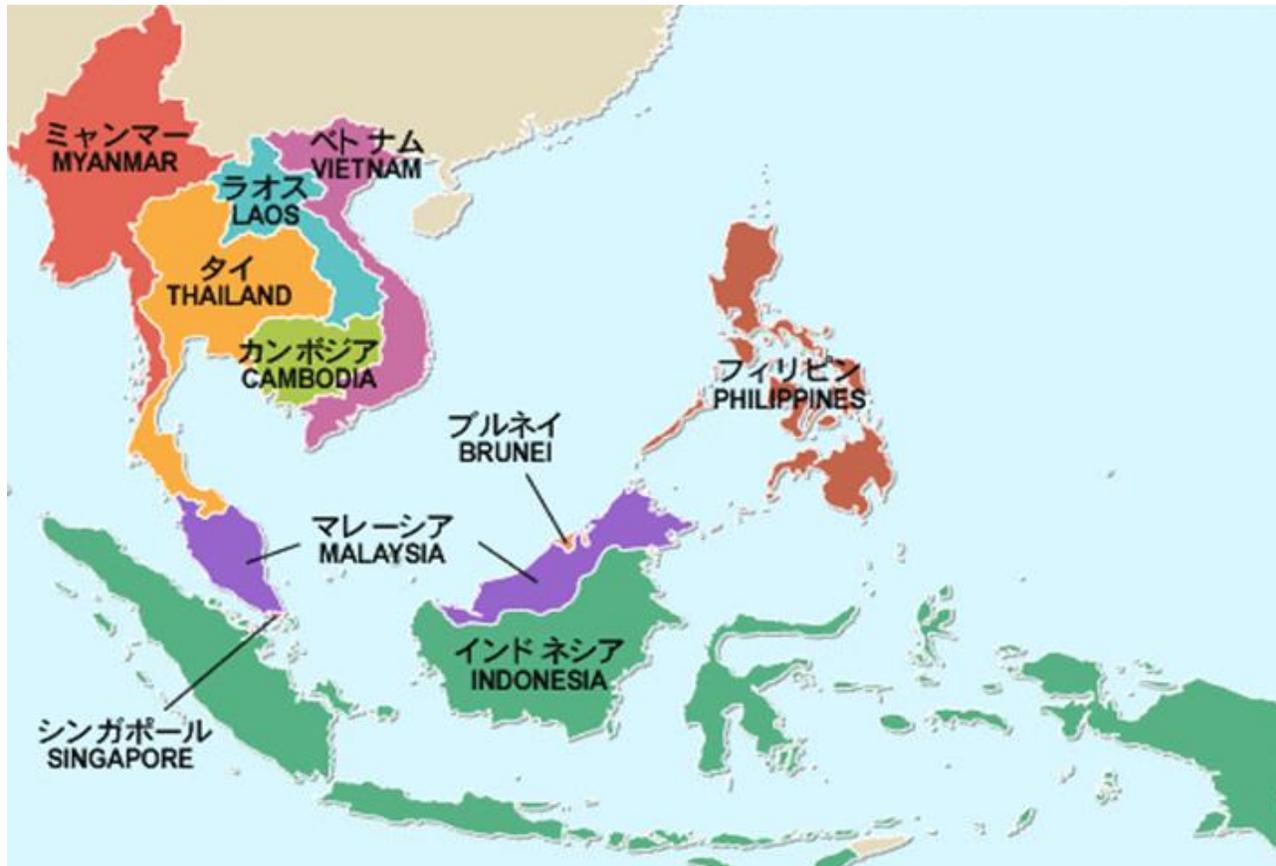
(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

ASEANの人口



出典：世界銀行(2020)



イノベーションの現場としてのASEAN

国・地域	2021	2017	2011
スイス	1	1	1
スウェーデン	2	2	2
アメリカ	3	4	7
韓国	5	11	16
シンガポール	8	7	3
中国	12	22	29
日本	13	14	20
香港	14	16	4
マレーシア	36	37	31
タイ	43	51	48
ベトナム	44	47	51
インド	46	60	62
フィリピン	51	73	91
ブルネイ	82	71	75
インドネシア	87	87	99

Global Innovation Index 2021

Tracking Innovation
through the COVID-19 Crisis

Global Innovation Indexとは、WIPOが毎年発行しているイノベーションに関するランキング。

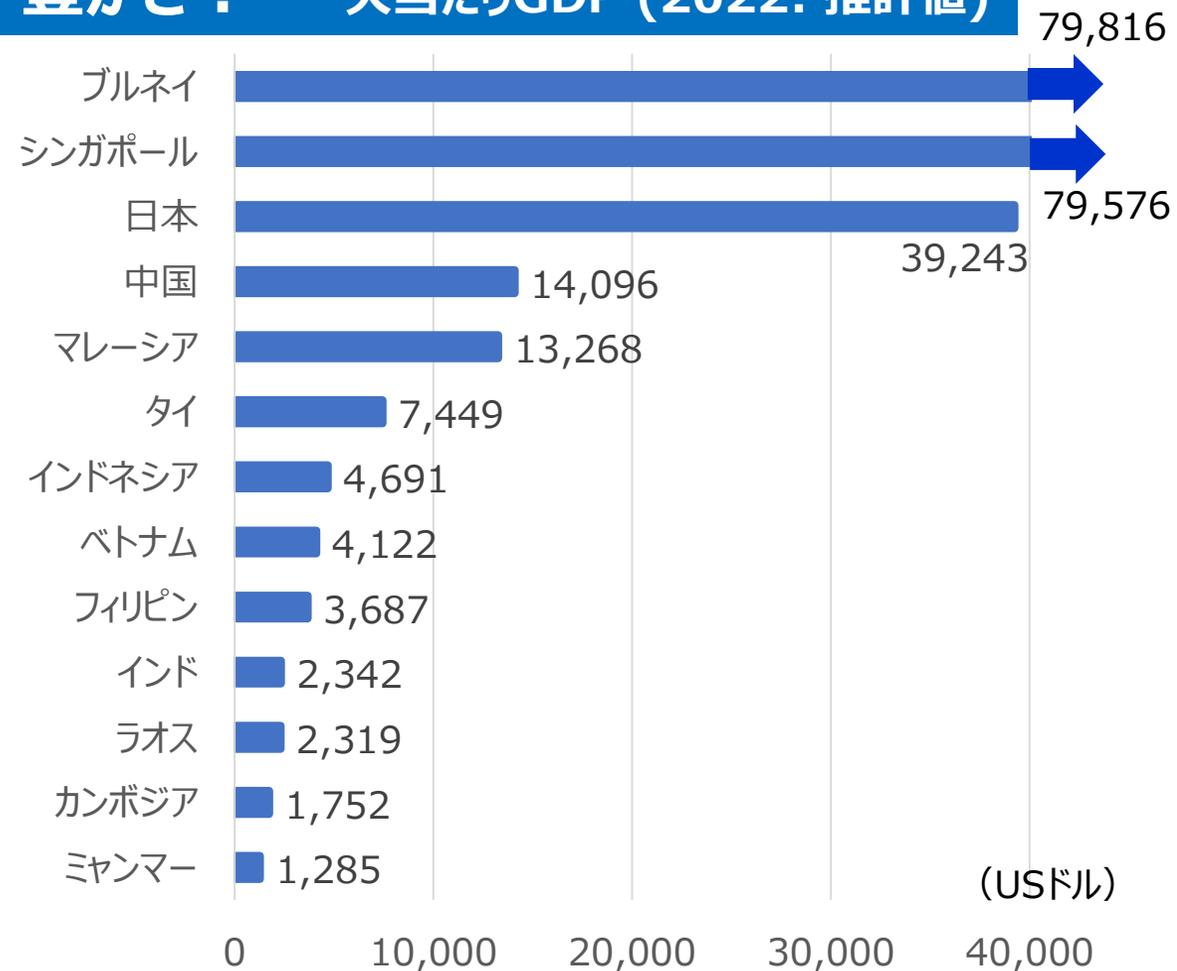
出典：Global Innovation Indexウェブサイト
<https://www.globalinnovationindex.org/home>

マーケットとしてのASEAN

成長度：ASEAN各国の実質GDP成長率（%）

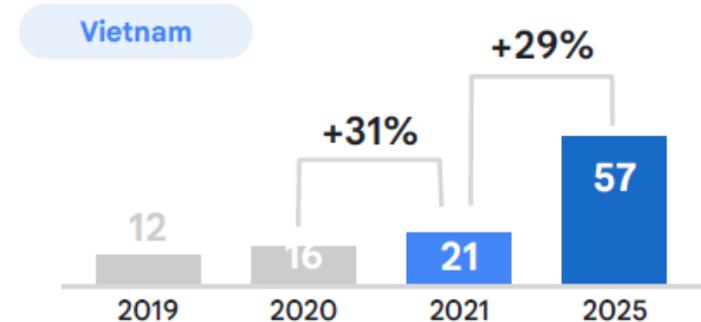
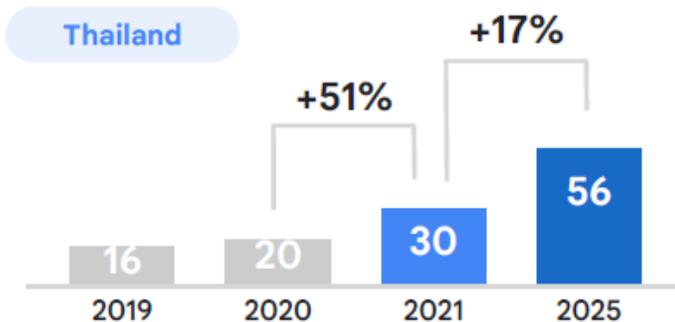
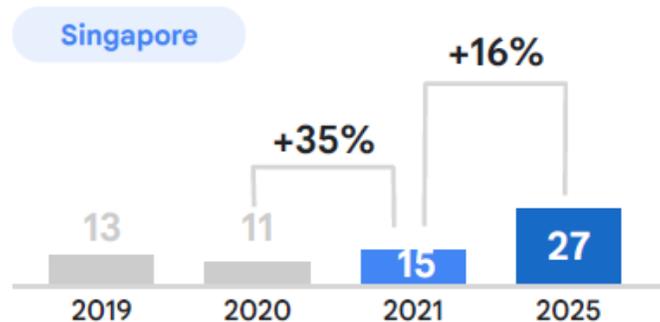
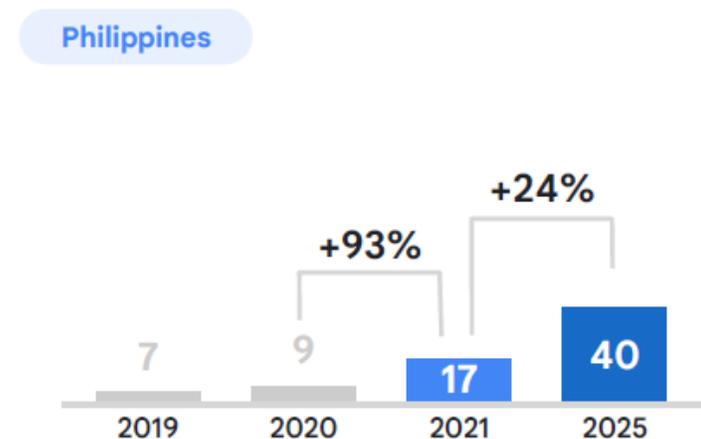
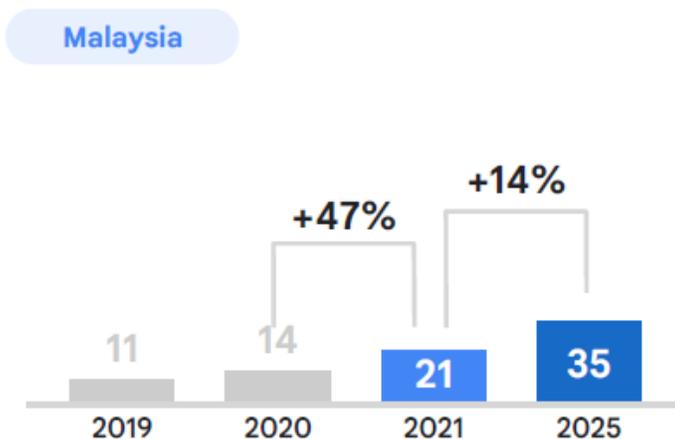
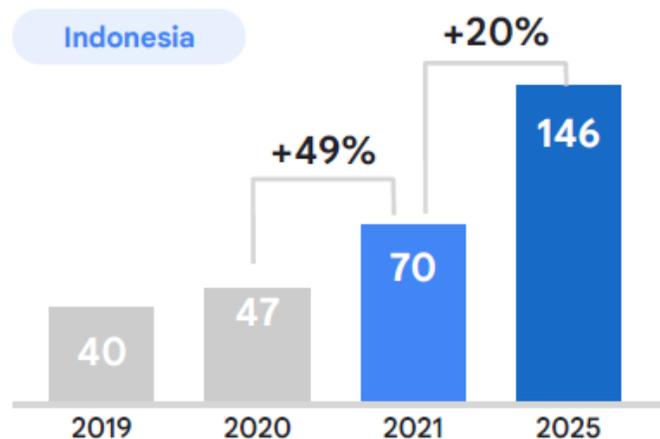
国名	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
シンガポール	3.6	4.7	3.7	1.1	-4.1	7.6	4.0
マレーシア	4.5	5.8	4.8	4.4	-5.6	3.1	5.6
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.0	-2.1	3.7	5.4
フィリピン	7.1	6.9	6.3	6.1	-9.6	5.6	6.5
ブルネイ	-2.5	1.3	0.1	3.9	1.1	-0.7	5.8
タイ	3.4	4.2	4.2	2.2	-6.2	1.6	3.3
ベトナム	6.7	6.9	7.2	7.2	2.9	2.6	6.0
ラオス	7.0	6.9	6.3	4.7	-0.4	2.1	3.2
カンボジア	6.9	7.0	7.5	7.1	-3.1	2.2	5.1
ミャンマー	6.4	5.8	6.4	6.8	3.2	-17.9	1.6
中国	6.9	6.9	6.8	6.0	2.2	8.1	4.4
インド	8.3	6.8	6.5	3.7	-6.6	8.9	8.2
日本	0.8	1.7	0.6	-0.2	-4.5	1.6	2.4

豊かさ：一人当たりGDP（2022: 推計値）



出典：国際通貨基金 世界経済見通し（2022年4月版）一部推計値

ASEAN6のオンライン市場規模



注：縦軸の数値は流通取引総額で単位は10億USDドル。取引には、Online Media（音楽やビデオ購読、ウェブ広告）、Online Travel（民泊サービス、オンライン旅行予約、航空券予約）、Transport & Food（配車サービスのほか、フードデリバリーサービスなど）及びE-commerceを含む。

出典：Google & Tamasek e-Conomy_SEA_2021_Reportより抜粋

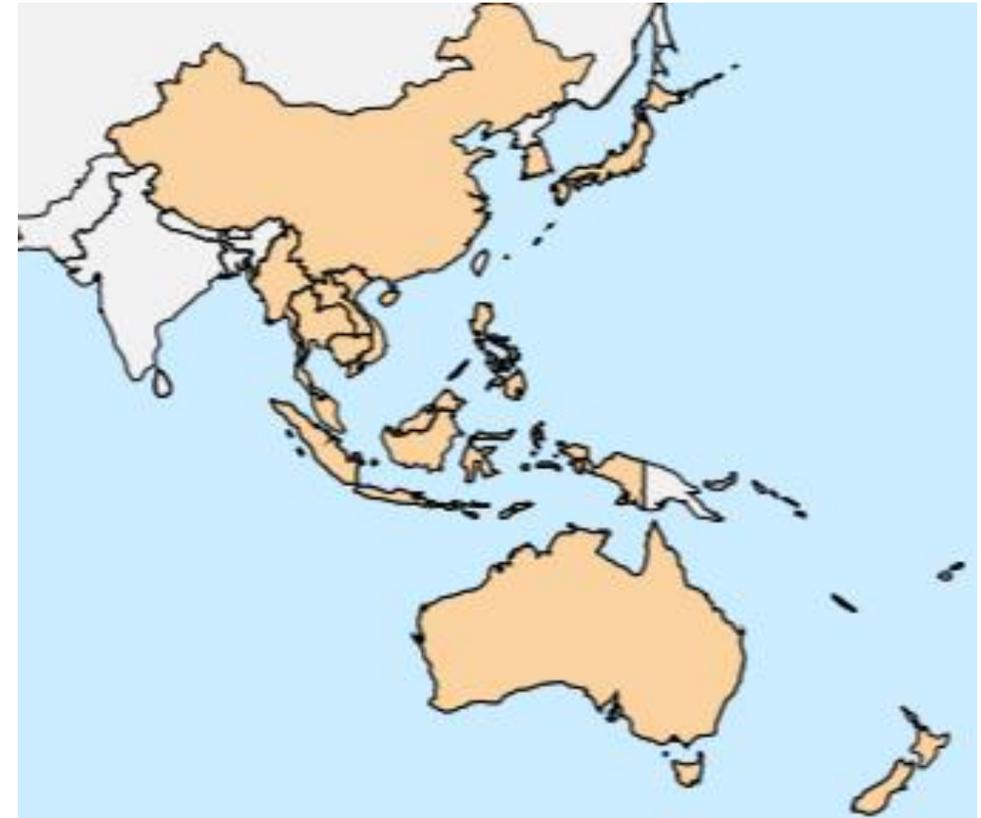
RCEPの発効

ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）
日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランド

→ オーストラリアとニュージーランドが2021年11月2日付でRCEP協定を批准したことによって発効要件が充足されたことから、
RCEP協定は2022年1月1日に発効した。

→ **参加国の人口約23億人、GDPの約30%**を占める巨大な経済圏が始動

(出典) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/d6ec8cefc59c0cc6.html>



出典 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

ASEANの知財概況

1. ASEANへ進出する各国

2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

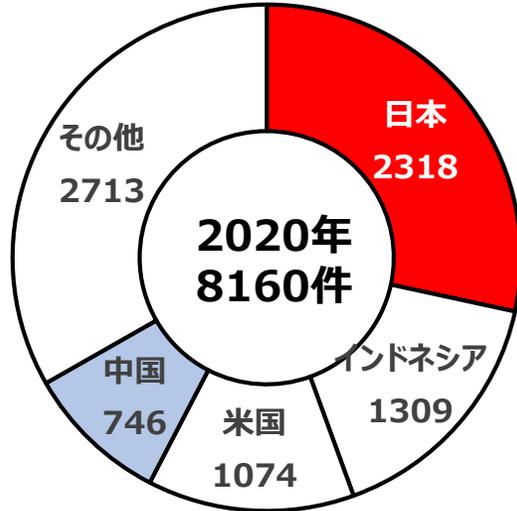
3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

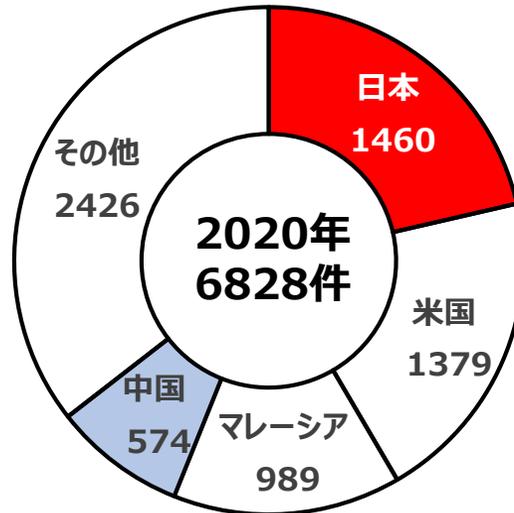
		シンガ ポール	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ブルネイ	タイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー
条約名	WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	TRIPS	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	パリ条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	PCT (特許)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ハーグ (意匠)	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×
	マドプロ (商標)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ブダペスト条約	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×
	TLT	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	ベルヌ条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	WCT	○	○	○	○	×	×	○ (2022.2)	×	×	×
	WPPT	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
UPOV1991	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	

ASEAN6への特許出願状況

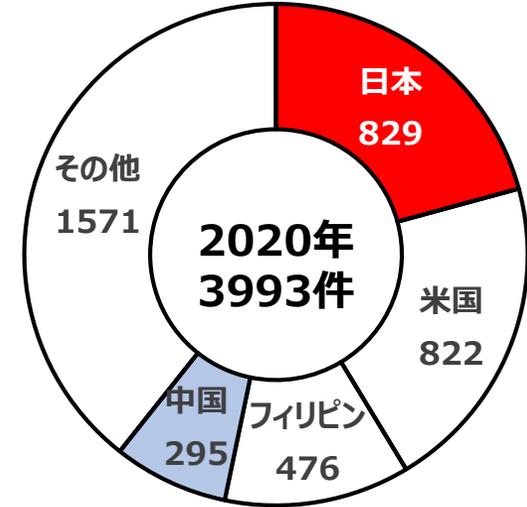
インドネシア



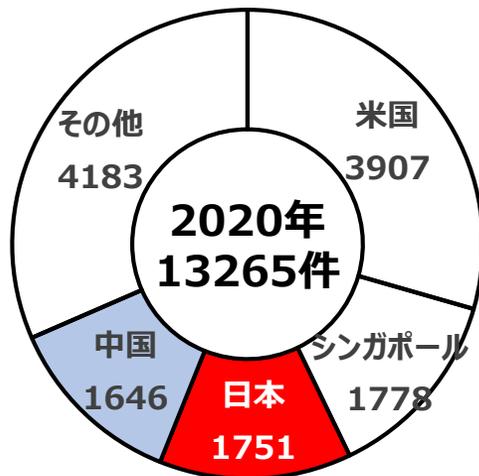
マレーシア



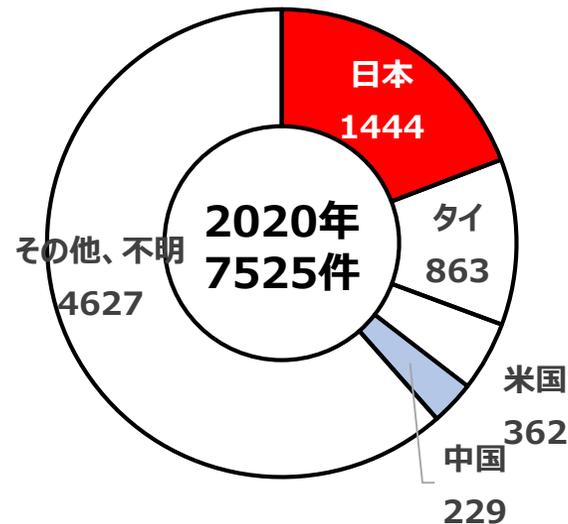
フィリピン



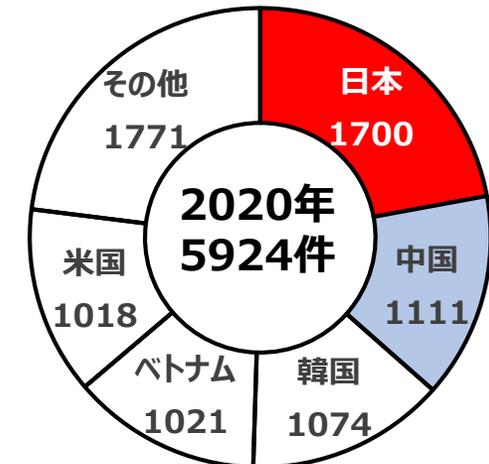
シンガポール



タイ

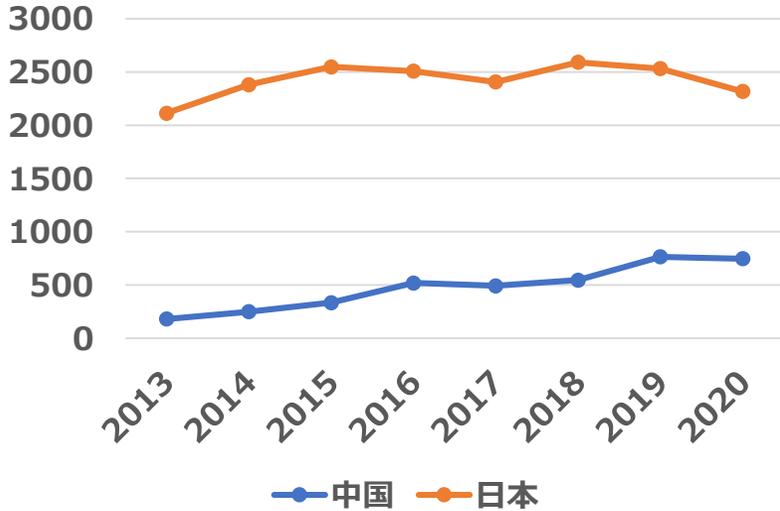


ベトナム

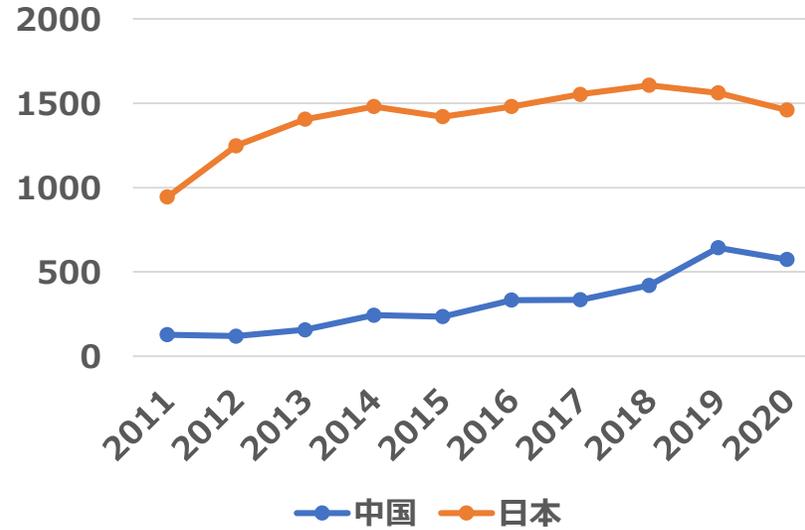


日本・中国からASEAN6への特許出願件数推移

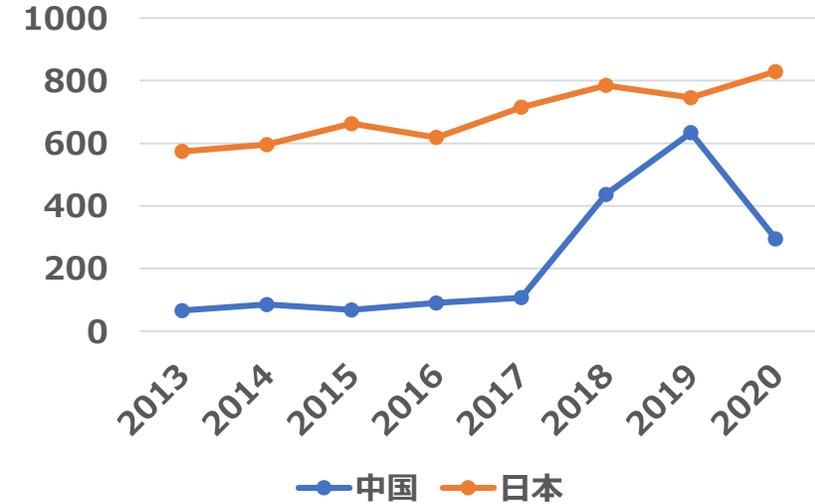
インドネシア



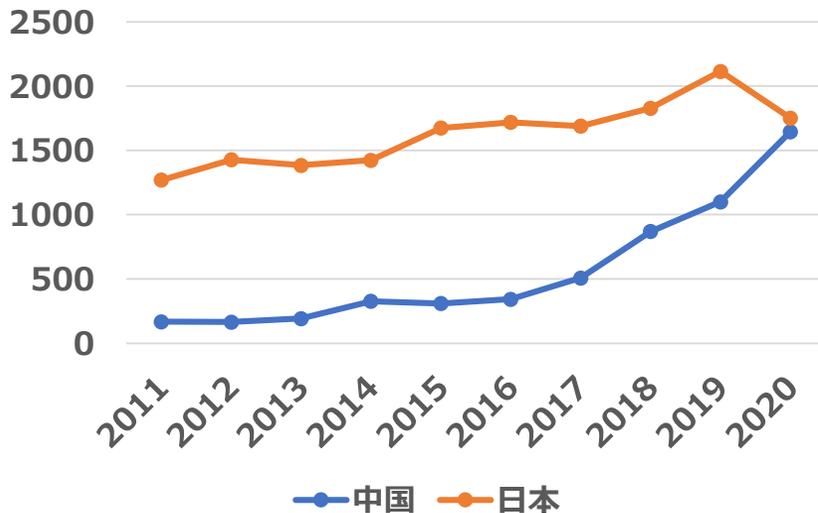
マレーシア



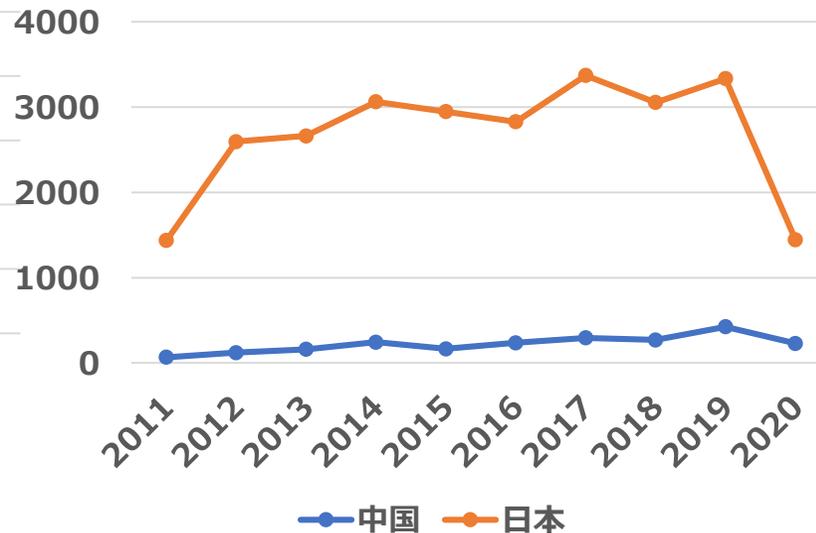
フィリピン



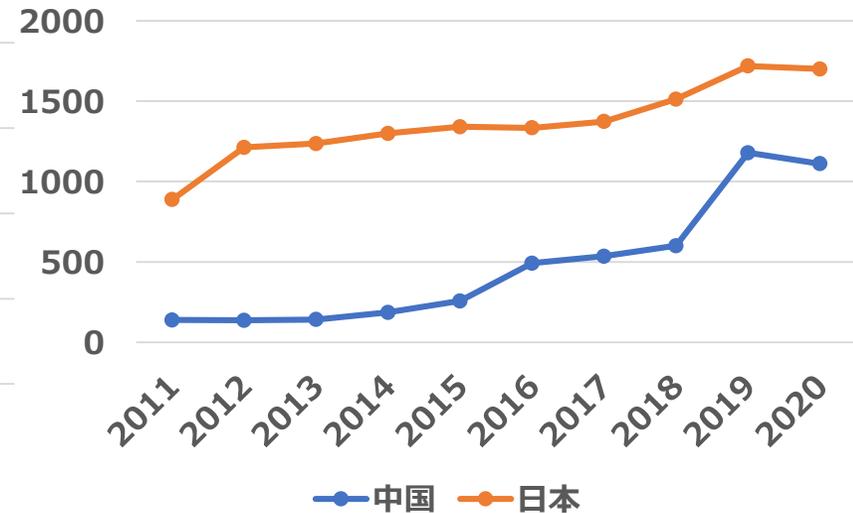
シンガポール



タイ

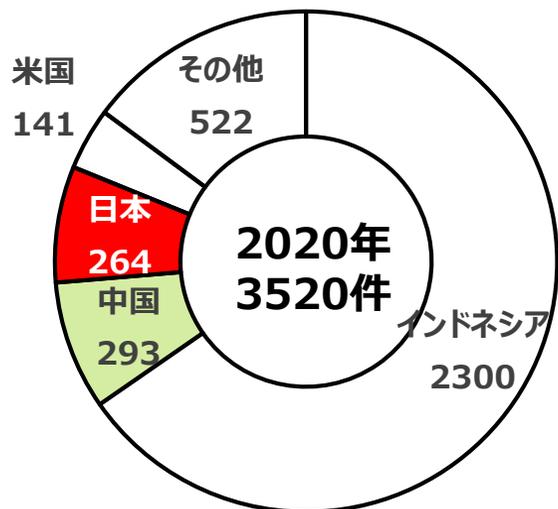


ベトナム

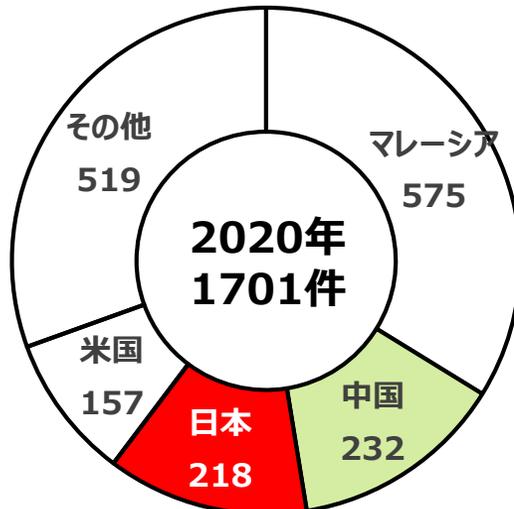


ASEAN6への意匠出願状況

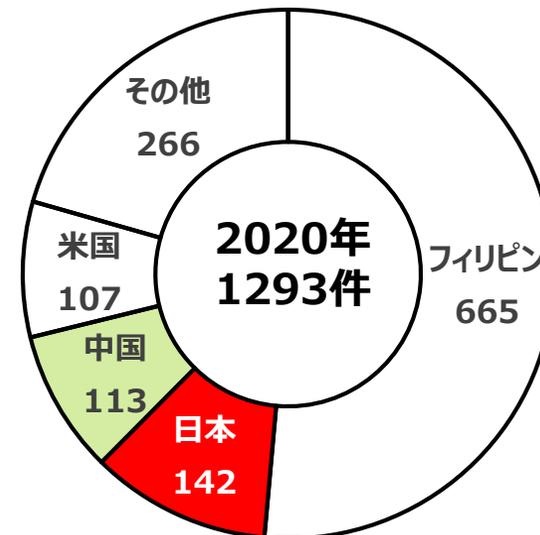
インドネシア



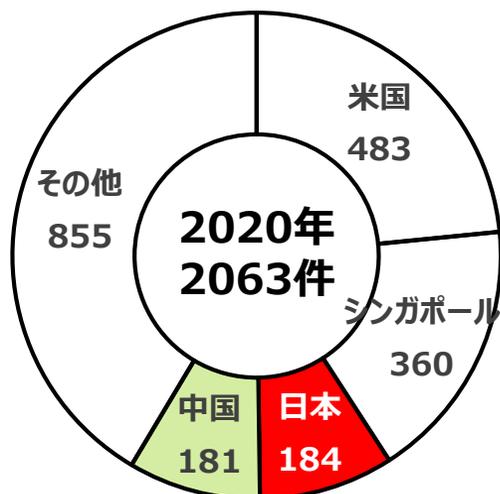
マレーシア



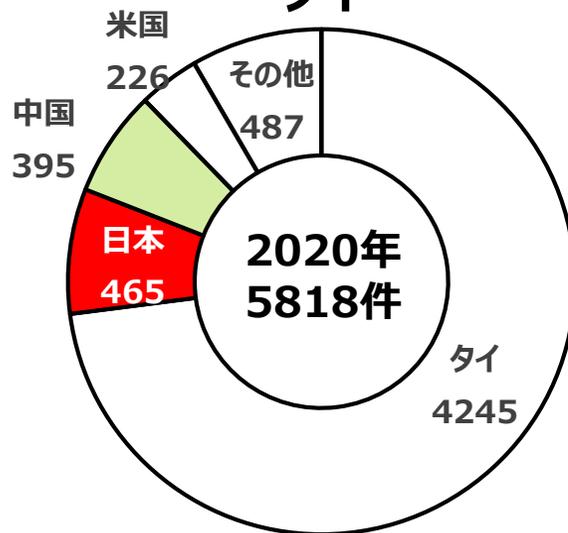
フィリピン



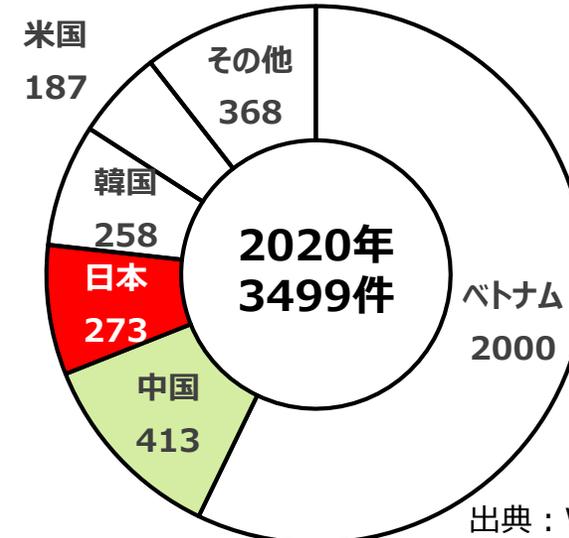
シンガポール



タイ

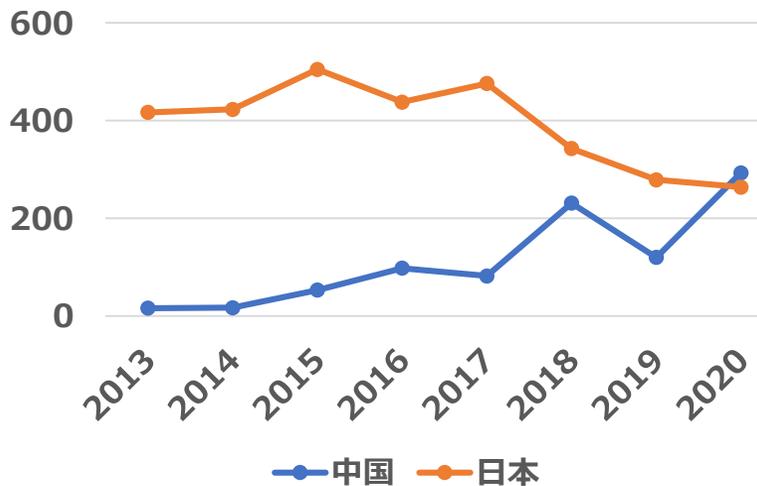


ベトナム

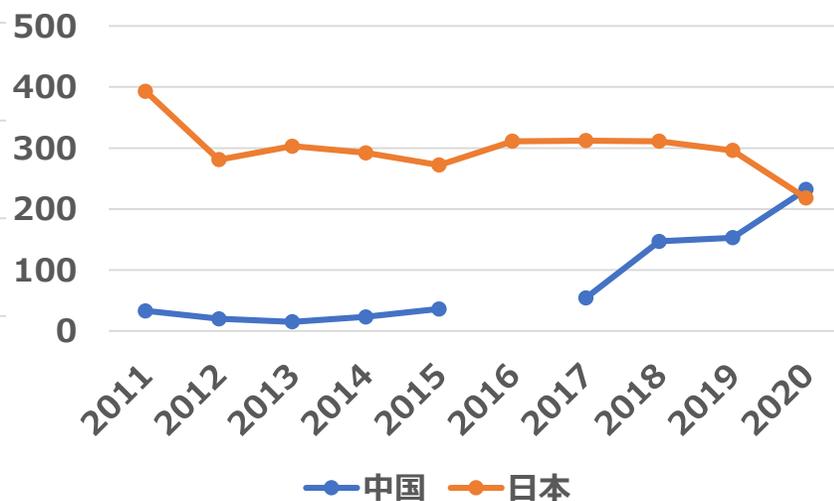


日本・中国からASEAN6への意匠出願件数推移

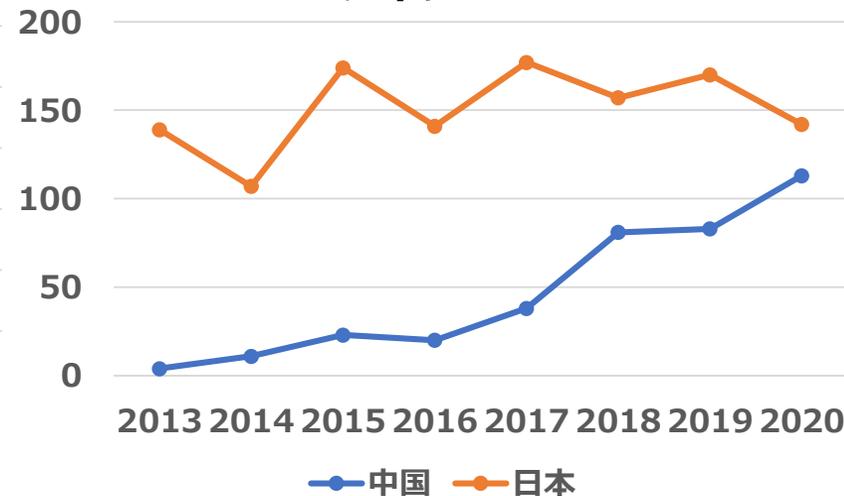
インドネシア



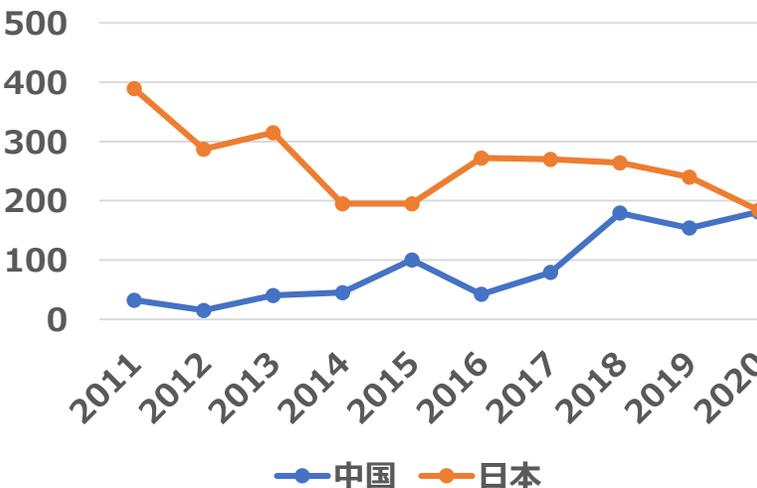
マレーシア



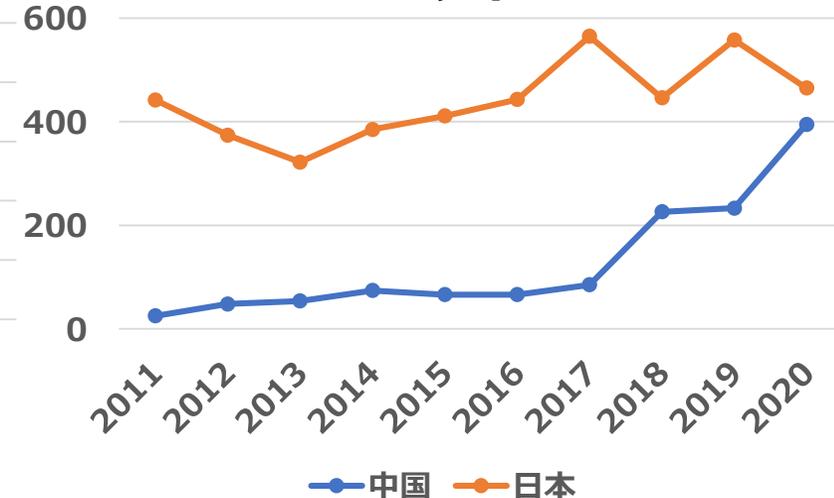
フィリピン



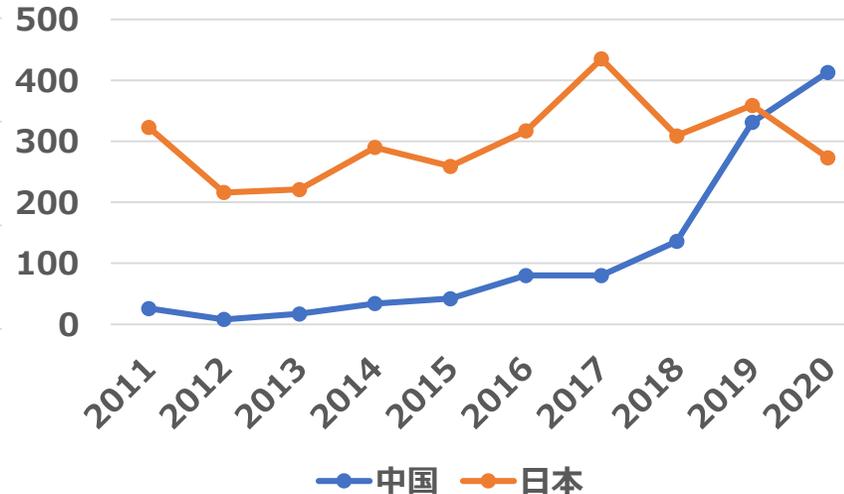
シンガポール



タイ

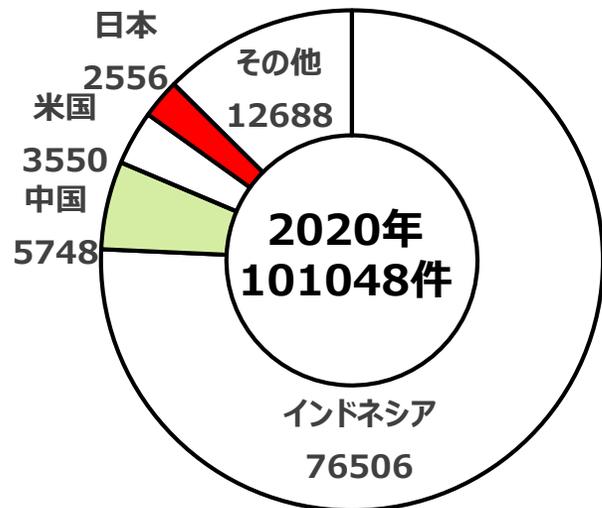


ベトナム

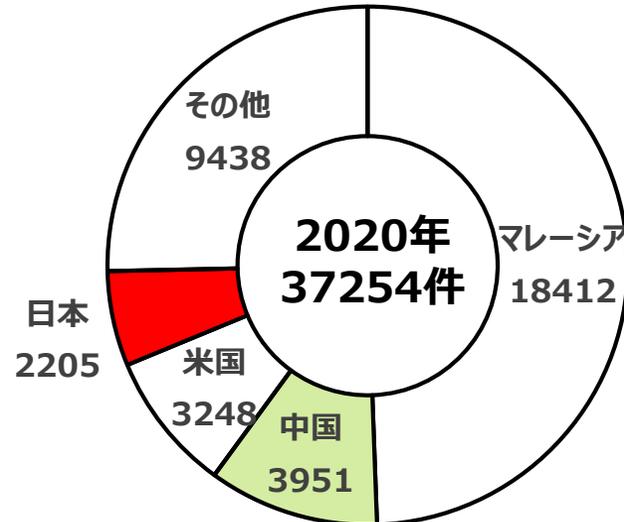


ASEAN6の商標出願状況

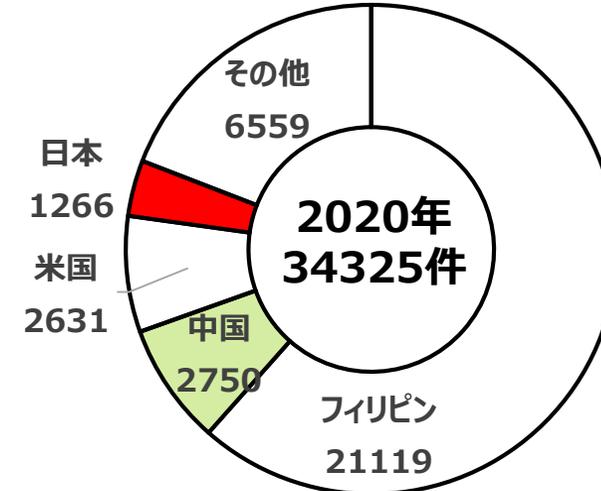
インドネシア



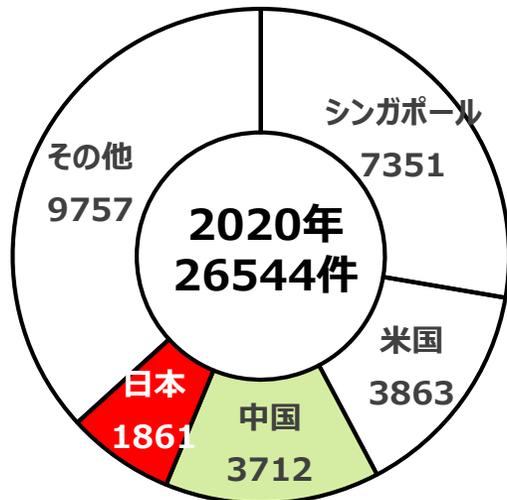
マレーシア



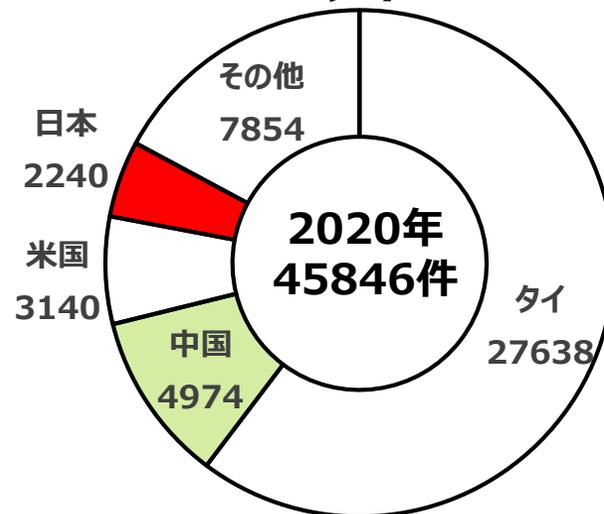
フィリピン



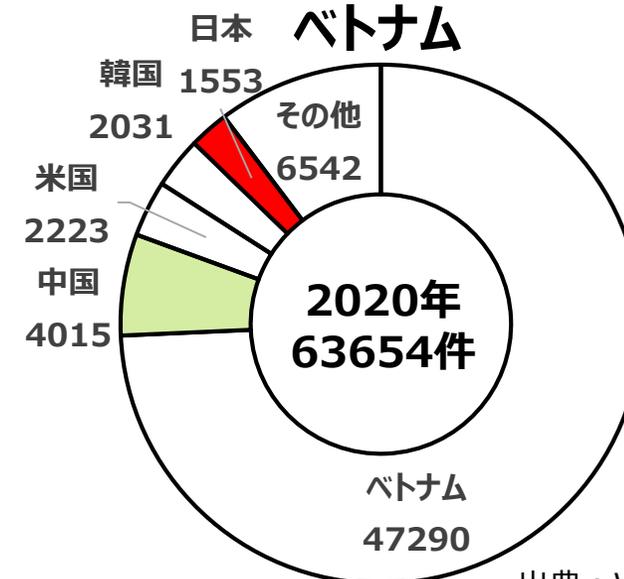
シンガポール



タイ

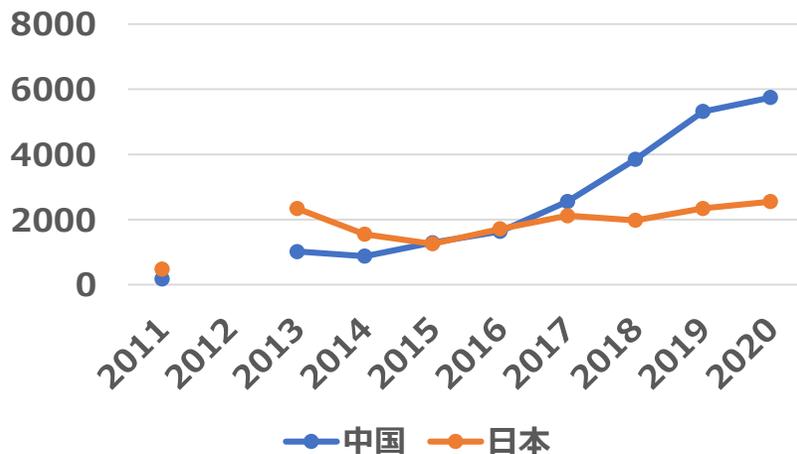


ベトナム

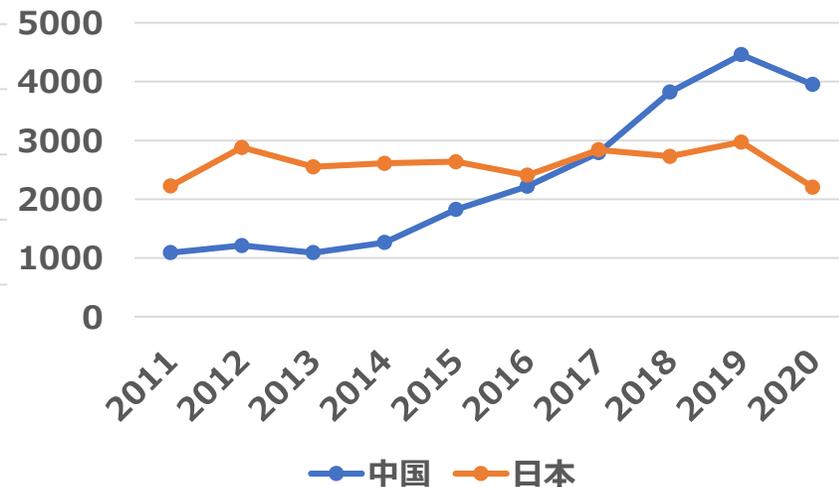


日本・中国からASEAN6への商標出願件数推移

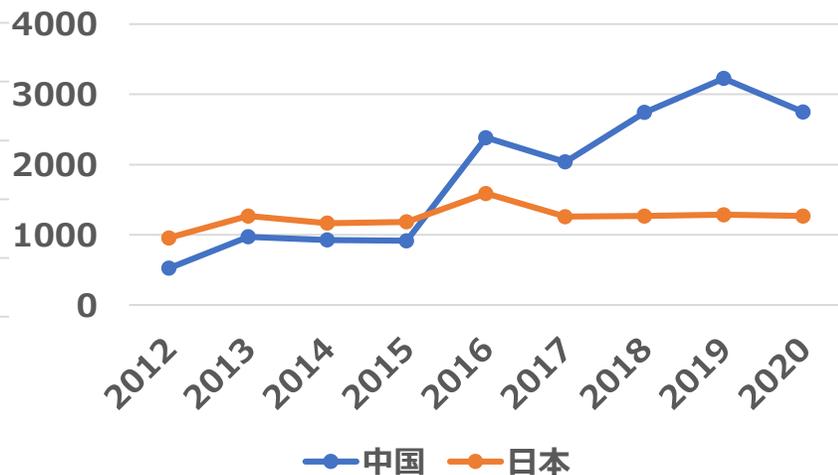
インドネシア



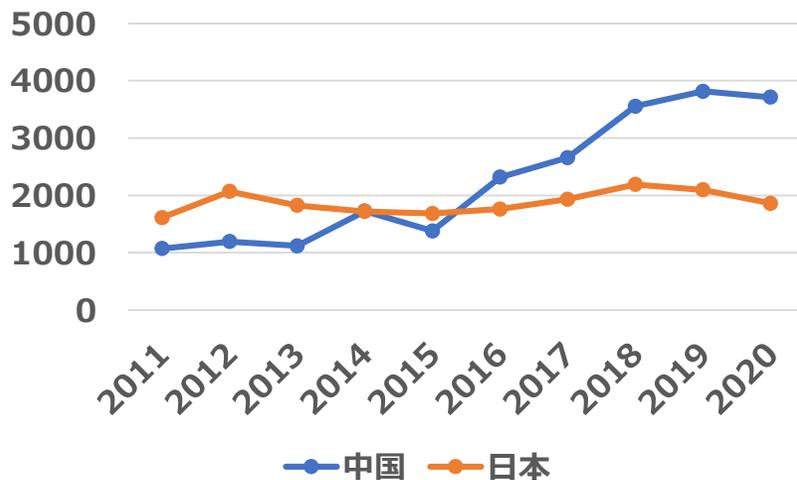
マレーシア



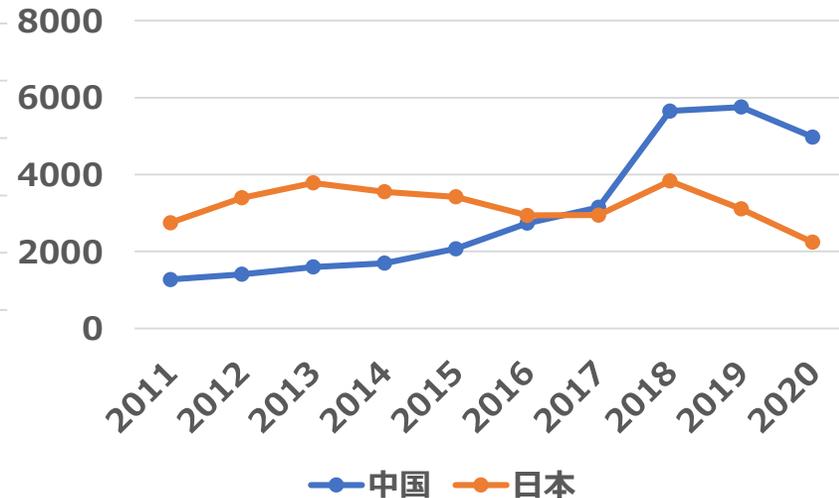
フィリピン



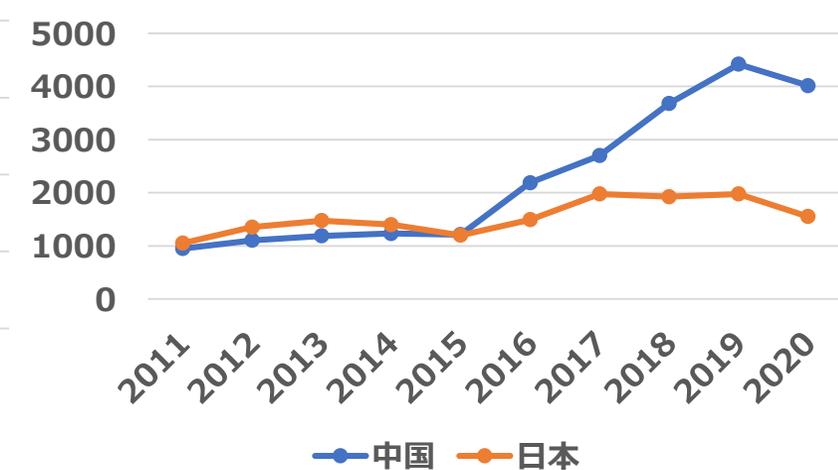
シンガポール



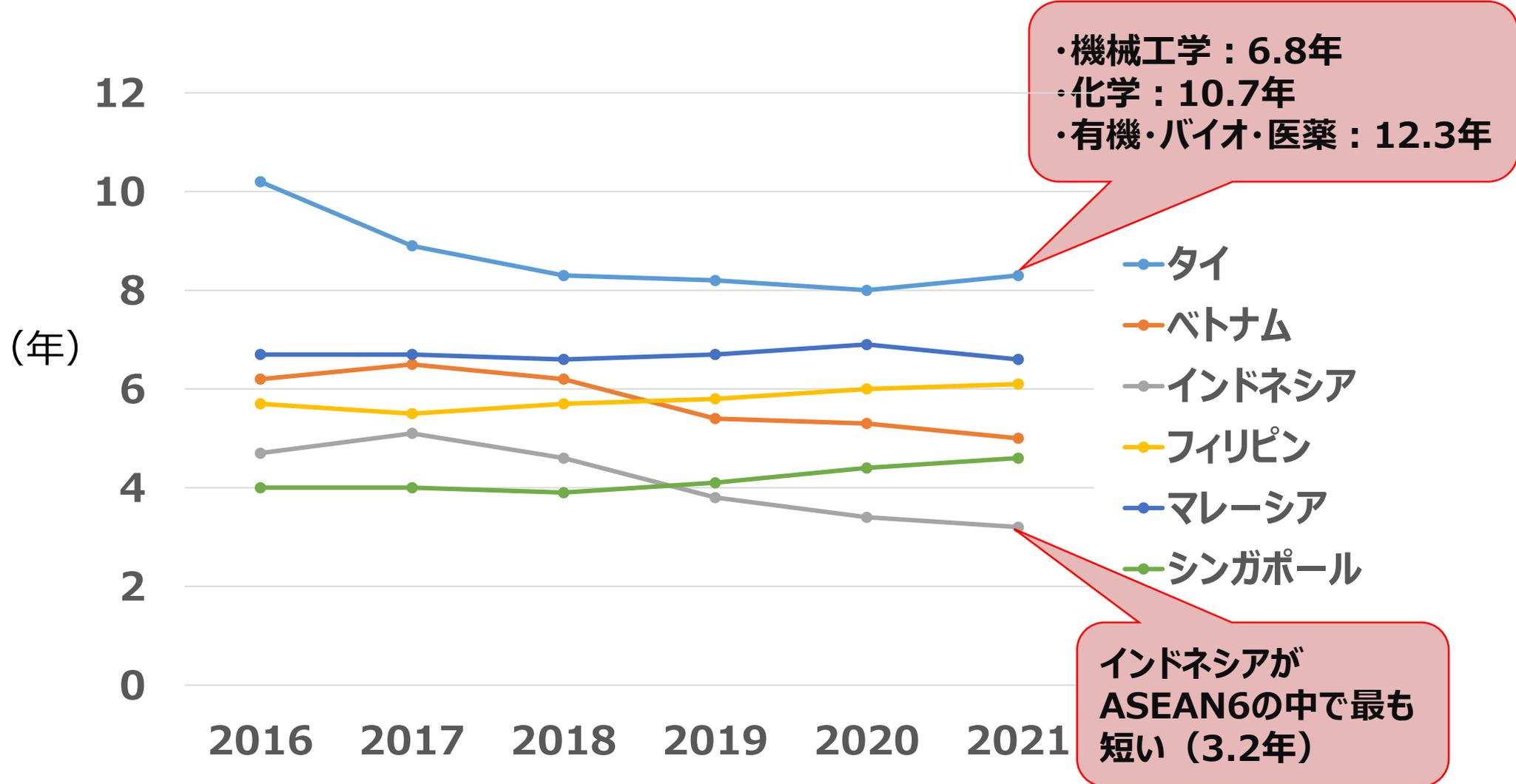
タイ



ベトナム



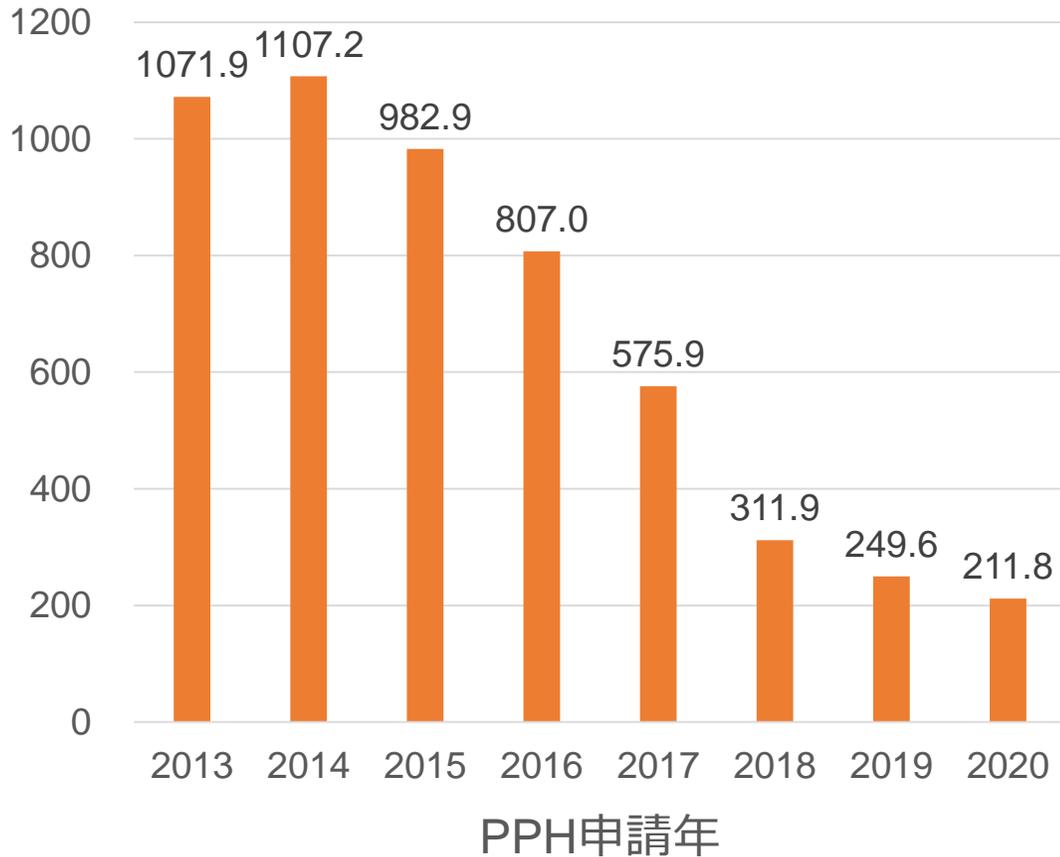
ASEAN6における権利化期間（特許）



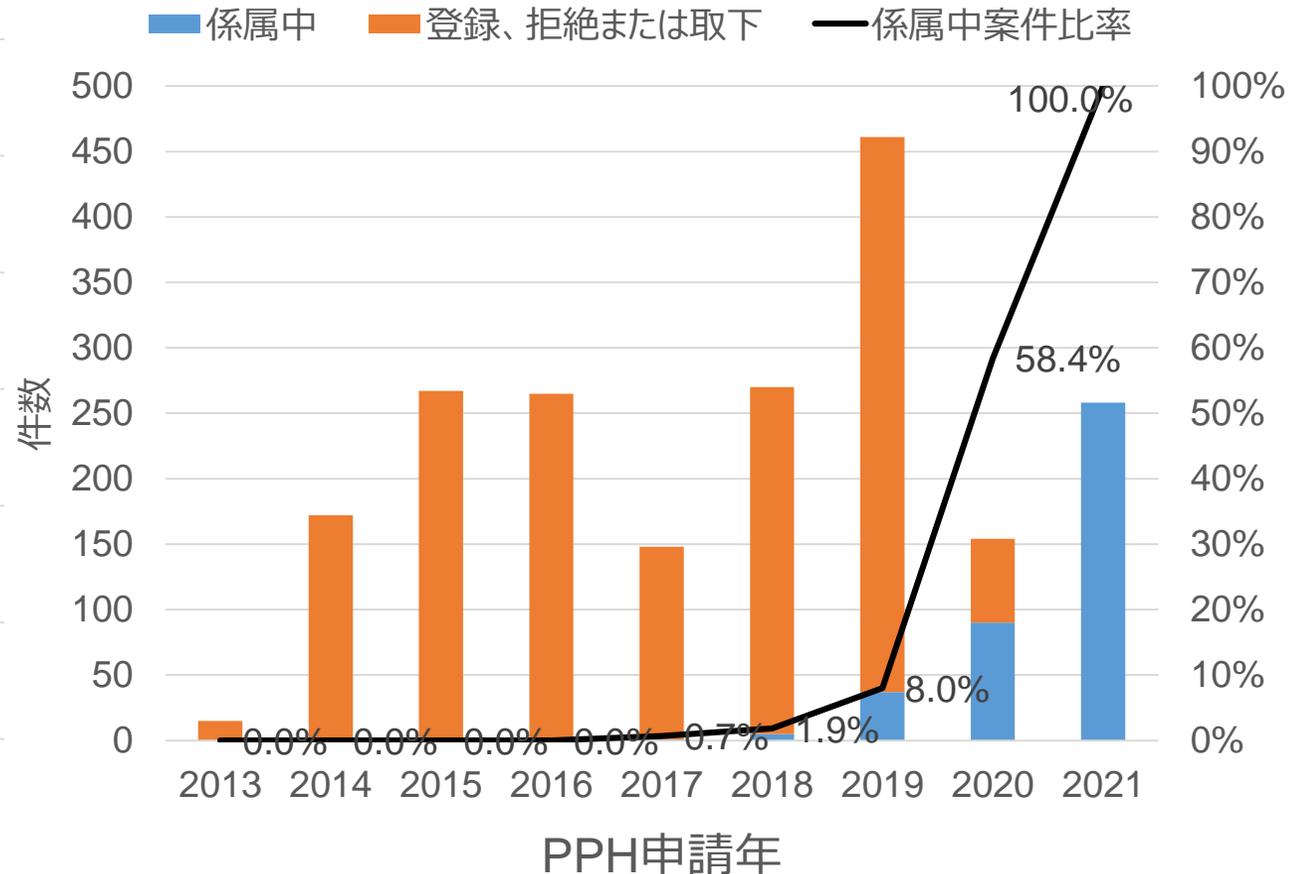
出典：ASEAN産業財産権データベースから得られる特許および実用新案の統計情報（2022年3月）

日インドネシアPPHの案件処理状況（2021.11）

PPH申請から登録までの平均期間（日）



PPH処理状況



DGIPのデータに基づいて作成

ASEANの模倣品市場

オフライン市場

USTR301
監視国

Viet Nam

US: Ben Thanh Market, Ho Chi Minh City;
Dong Xuan Market, Hanoi

EU: Saigon Square Plaza, Ho Chi Minh City

USTR301監視国

Thailand

EU: MKB Center, Bangkok

Philippines

US: Greenhills Shopping Center, San Juan, Manila

Malaysia

US: Petaling Street Market, Kuala Lumpur

EU: Petaling Street Market, Kuala Lumpur

Cambodia

US: Central Market, Phnom Penh

オンライン市場

US: Bukalapak (Indonesia);
Shopee (Singapore);
Tokopedia (Indonesia)

EU: Bukalapak (Indonesia);
Shopee (Singapore);
Tokopedia (Indonesia)

USTR301
優先監視国

Indonesia

US: Mangga Dua Market, Jakarta

EU: Mangga Dua Market, Jakarta
Tanah Abang, Jakarta

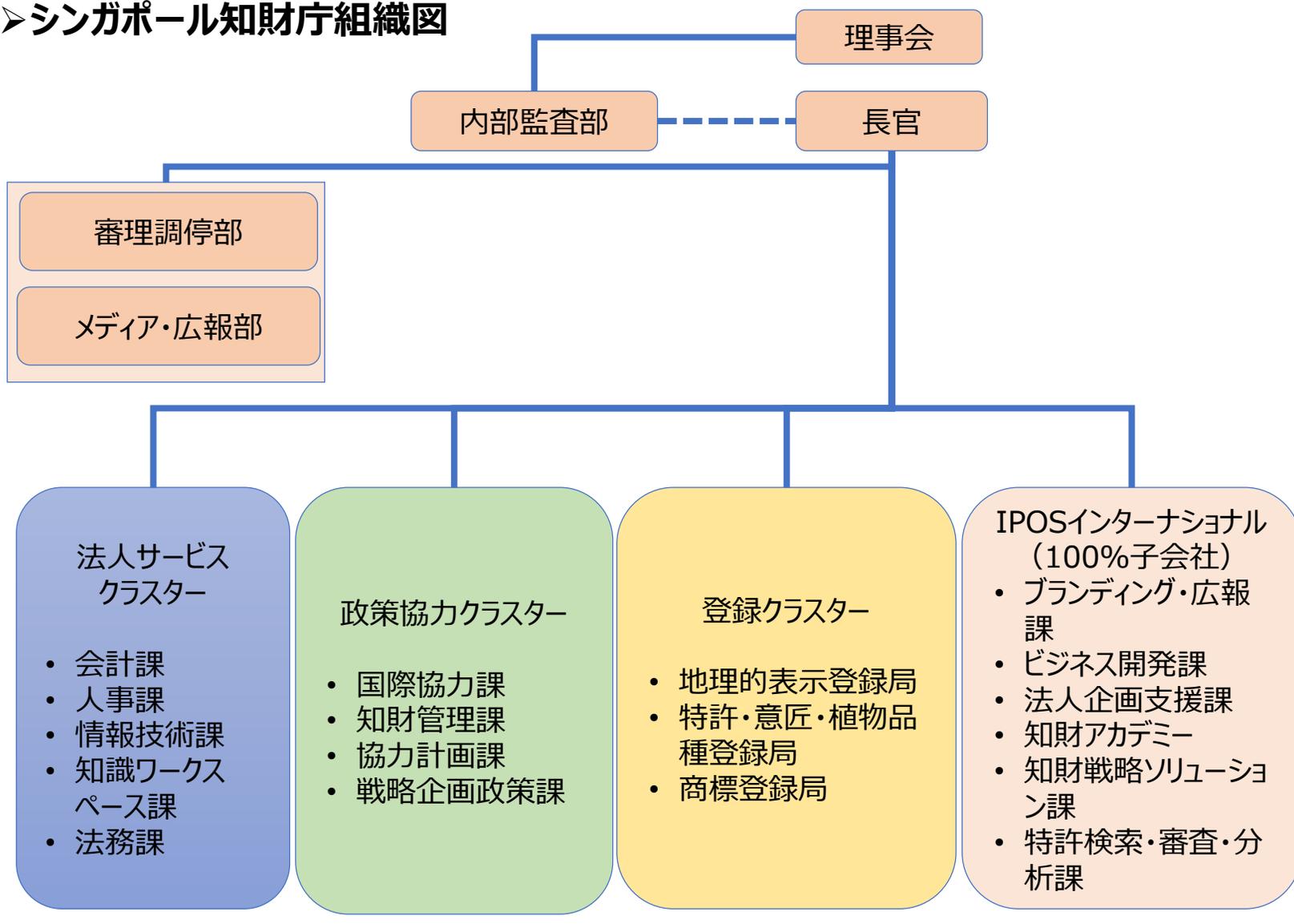
出典:

US: 2022 Special 301 Report, 2021 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy
EP: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Counterfeit and Piracy Watch List (2020)

ASEANの知財概況

1. ASEANへ進出する各国
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き
 - (1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ
 - (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

▶シンガポール知財庁組織図



▶シンガポール知財庁 レナ・リー長官



1992年 国防省法務官
 2008年 司法長官室
 2018年 在ハーグ公使参事官
 海洋法問題担当
 大使兼外務大臣特使
 2020年8月 IPOS長官に就任

▶シンガポール知財庁



法務省に所属
 1999年、商標・特許登録局からシンガポール知財庁 (IPOS) に
 職員数：約300名
 (うち、特許審査官約100名)

シンガポール 知財の動き

- ・修正実体審査ルートの廃止（2020年1月）
 - すべての出願を自国で審査
- ・SG Patent Fast Track→SG IP Fast Track→ **SG IP Fast**
 - 特許全分野に加えて、関連する意匠・商標に拡大（2024年4月末まで）
- ・第三者情報提供制度・特許付与後の再審査請求制度の導入
（2019年法改正、2021年10月1日施行）
- ・著作権法改正（2021年11月21日施行）
 - 平易な英語での完全なる書き直し、創作者にとっては著作物の創作意欲を高めつつ、著作物の利用者にとっては合理的な利用を認めようとする改正
- ・IPOS Digital Hub（**2022年6月2日開始予定**）
 - 出願システムの刷新、料金改定等

ビジネスマッチングのための情報提供イベント IPOS Int./ジェトロ共催（2022年2月16日）

日系大企業、シンガポール中小企業、ベンチャーキャピタルからスピーカーを招聘、さらにシンガポール発ユニコーンのPatSnapから講師を招聘して、自社の持っている技術を海外でどのように展開できるのか、どのような企業とマッチングできるのかについて、情報提供ウェビナーを実施。



**Bridging Possibilities through IP:
The Japanese-Singapore Connection**
16 February 2022 Wednesday | 2:00pm- 3:50pm (GMT +8)

			
KENJI MIHARA Director for Intellectual Property JETRO Singapore	HIROKI KITAGAWA R&D General Manager Hitachi Asia Ltd	ANDREW YEO CEO Phaos Technology Pte Ltd	HEANG CHHOR Founding & Managing Partner Qualgro

第1部では、日系企業とシンガポール中小企業が同時に参加し、ウェビナー形式でビジネスマッチングのための情報を提供。

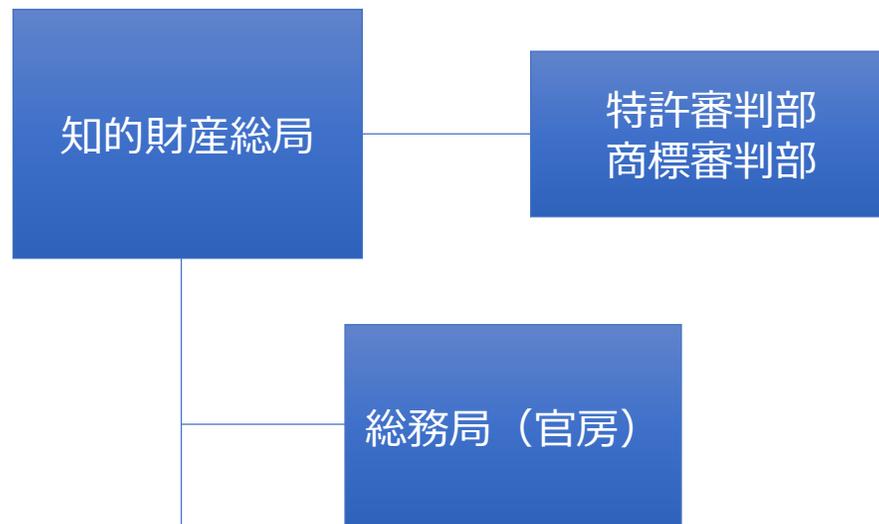
第2部では、知財分析ツールPatSnapを通してビジネス領域を広げるための手法を実践するためのプログラムを提供。

Organised by:   

出典：イベントの広報より

インドネシア

▶インドネシア知財総局組織図



▶インドネシア知財総局 イル・ラジル総局長代行



法務人権省監察官を経て、2021年11月、総局長代行に就任

▶インドネシア知財総局



法務人権省に所属
1988年、著作権・特許・商標総局として設立
1998年 知的財産総局に組織改編
2015年 知的財産総局に改称
職員数：約550名

インドネシア 知財の動き（特許実施義務1/3）

2016年改正特許法（2016年8月26日）

- 特許権者は、**インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う**（20条）
- 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に**強制実施権**の対象、また**特許取消し**の対象（20条、82条、132条）。
- 特許法20条は特許権の国内実施義務を定めるものであるが、TRIPS協定27条に違反する可能性があるとして**先進各国の政府や企業団体から批判**が寄せられていた。
- 2019年10月、DGIPは特許法20条を含む改正を検討中と発表。知財（特許、商標、意匠、著作権、回路配置権）をまとめた**雇用創出オムニバス法**を作る検討を開始。
- 2020年2月12日、インドネシア政府は、投資・雇用の促進に関するオムニバス法案を国会に提出。同法案の110条において、**特許法20条を撤廃（“abolish”）**することが規定。

インドネシア 知財の動き（特許実施義務2/3）

雇用創出オムニバス法が公布・施行（2020年11月2日）

オムニバス法107条2項の概要→特許法20条（実施義務）の改正

- 特許法20条1項では、**特許がインドネシアで実施されなければならない**ことを規定。
- 同2項では、1項の特許の実施として、以下の態様を特定：
 - a. 物の特許の実施：特許製品の**製造、輸入、またはライセンス供与**
 - b. プロセスの特許の実施：当該方法による**製品の製造、輸入、またはライセンス供与**
 - c. 方法、システム、および用途の特許の実施：方法、システム、および使用から生じる製品の**製造、輸入、またはライセンス供与**を含む方法、システム、およびその使用

オムニバス法107条3項の概要→特許法82条（強制実施）の改正

- 特許法82条aでは、強制実施権が認められる理由の一つとして、インドネシアで、特許が付与されてから36ヶ月以内に**20条でいう特許の実施がなされない**場合を規定。

インドネシア 知財の動き（特許実施義務3/3）

2016年改正特許法の改正案を公開（2021年8月23日）

- ・ 特許法20条Aを新たに設け、特許権者はインドネシアでの特許の実施について毎年大臣に報告する義務が生じる
- 「特許権者はインドネシアで特許を実施または製造する必要はなく、実施に関してステートメントを出す義務がある」として引き続き、審議中。

出典：<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-sosialisasikan-rancangan-revisi-undang-undang-paten-kepada-stakeholder-terkiat?kategori=liputan-humas>

憲法裁判所によるオムニバス法違憲判決（2021年11月25日）

- オムニバス法制定の**手続面に問題**との判断
- ・ 2年以内に瑕疵が修正されるような改正がされないとオムニバス法は無効。
 - ・ 2年以内に改正がされるまでオムニバス法は引き続き有効。その間、オムニバス法に関する新たな実施細則の交付は禁止。

出典：
<https://www.mkri.id/index.php?page=web.Berita&id=17816&menu=2>
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9765202a-3328-4f0e-93c3-faa3b9573cf3>

インドネシア 知財の動き（税関登録制度）

税関差止の対象となる知財権：商標権、著作権及び隣接権、特許権、小特許権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、地理的表示

税関登録制度：侵害疑義物品が輸入されると、税関は権利者に通報を行い、権利者は真偽を確認の上、裁判所に一時差し止めを申立て、合同貨物検査で侵害品を摘発する

登録対象：商標権，著作権  これまで25件が登録
(日系企業の登録は1件もない)

→ さらに情報登録をしてほしいと、税関当局が強い意向を示している
<課題>

- 現地事業者の名での登録が必要
- 一時差し止め手続きを進め、貨物検査で知財権侵害が確認できても、税関には知財権侵害物品を処分する権限がない
- 権利者は、捜査や訴訟、交渉や調停などの法的手段をとることになるが、その第一歩である裁判所の仮処分手続きの際、対象貨物の価額相当の担保を用意する必要がある

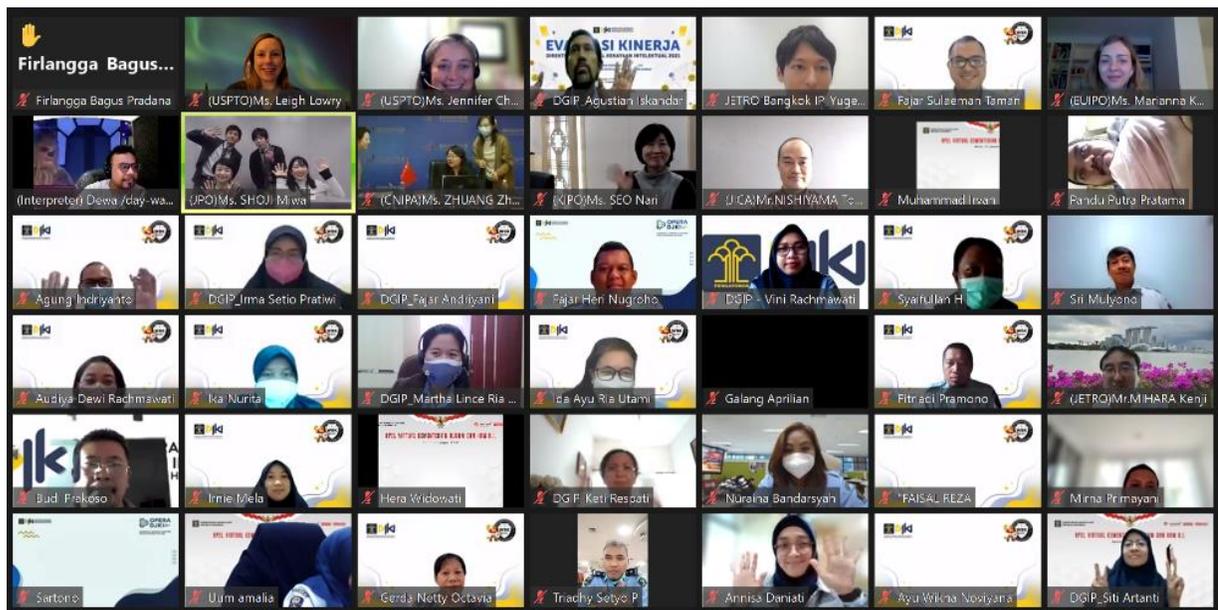
出典：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0c9bcb51d32bdd49.html>

<https://www.beacukai.go.id/berita/mau-hindari-pemalsuan-segera-daftarkan-barang-hak-kekayaan-intelektual-ke-bea-cukai.html>

インドネシア 知財の動き (商標)

非伝統的商標、悪意の商標出願に関するワークショップ (2022年1月24-25日)
悪意の商標出願WSには、商標5庁 (TM5) が参加



2. Outcomes/Deliverables

TM5 Manga Booklet for Countermeasures Against Bad-Faith Trademark Filings

- TM5 has recently published the Manga Booklet to disseminate countermeasures against bad-faith trademark filings and other related information from each TM5 office.
- Trademark users can learn the **useful systems of TM5 offices** in an easy-to-read manga style, **which can be utilized when they deal with bad-faith filings or invalidate those already registered**. And, if detailed information is needed, they can check the Report and Case Examples, or each TM5 office's website.

Japan Patent Office

<http://tmfive.org/tm5-online-workshop-with-the-directorate-general-of-intellectual-property-indonesia-on-bad-faith/>

インドネシア政府機関と日系企業との実務者対話 特許庁、ジェトロ、JICA共催（2022年3月1-2日）

インドネシア政府からは、**知財総局（DGIP）**、**税関総局（DGCE）**、**国家警察（POLRI）**が参加。

日系企業との間で、**知的財産権の侵害に対する手続き**、**ECサイトにおける模倣品対策**、**模倣品のリスクに関する普及啓発**、**税関の情報登録など**について意見交換が行われた。



実務者対話の様子

出典：

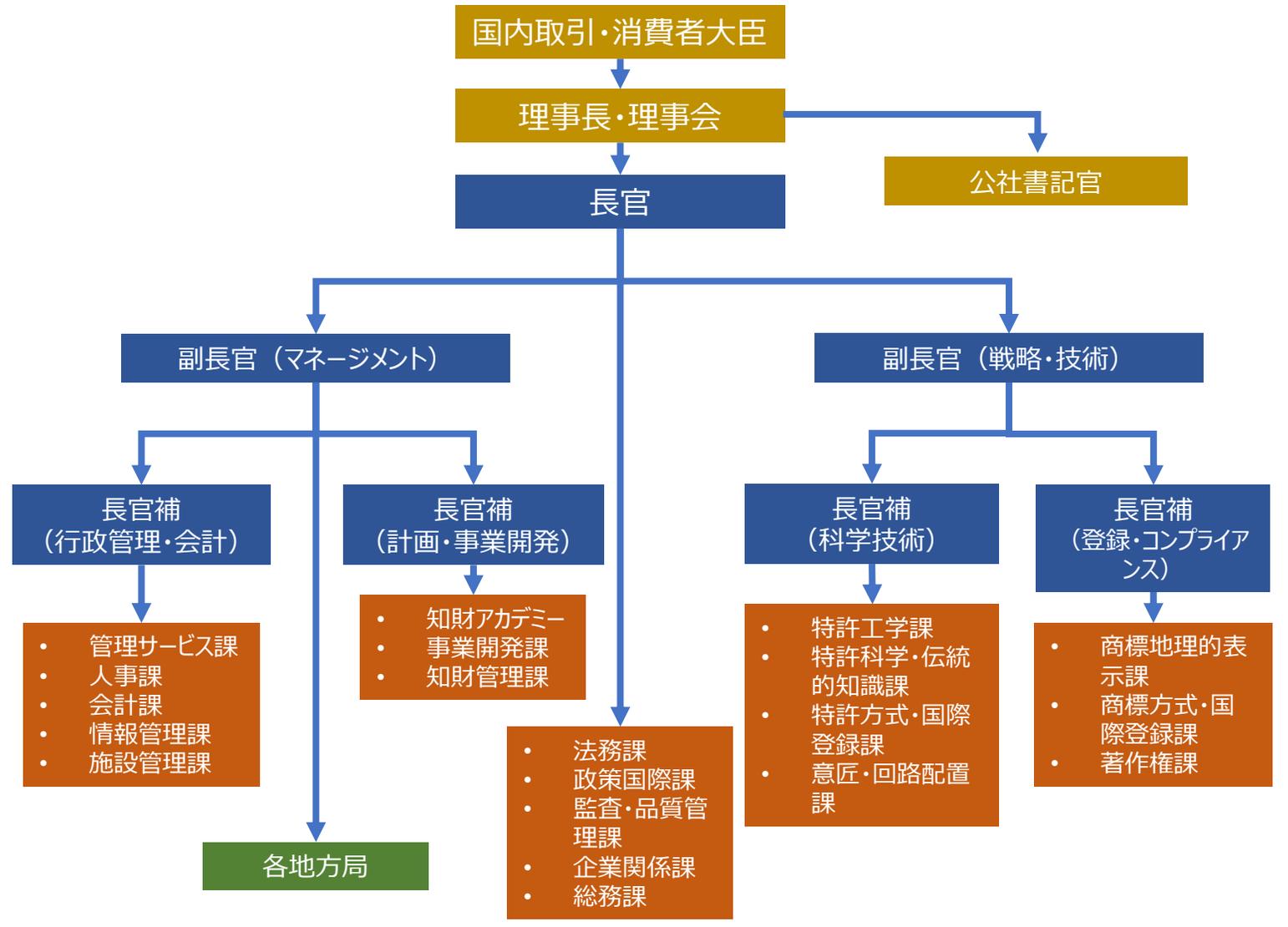
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-gelar-diskusi-pelindungan-dan-penegakan-hukum-ki-untuk-tingkatkan-pemahaman-aparatur-penegak-hukum?kategori=liputan-humas&csrt=4205603043985114837>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/92262cdaa7fcaaaa.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0c9bcb51d32bdd49.html>

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu_indonesia.html

マレーシア知財公社組織図



マレーシア知財公社 アブドゥル・ハリス長官



マレーシア国民大学
卒業

起業家育成・協同
組合省等を経て

2021年10月
マレーシア知財公社
長官に就任

マレーシア知財公社



国内取引・消費者行政
省に所属

2003年「国内取引・
消費者行政省知的財産部」が公社化



職員数：約400名強
うち、特許審査官約
100名強（20名程は
方式審査官）

マレーシア 知財の動き（法改正）

RCEPへの批准に向けた法改正（特許法、地理的表示法、著作権法）

2021年12月に国会で可決、2022年3月18日施行

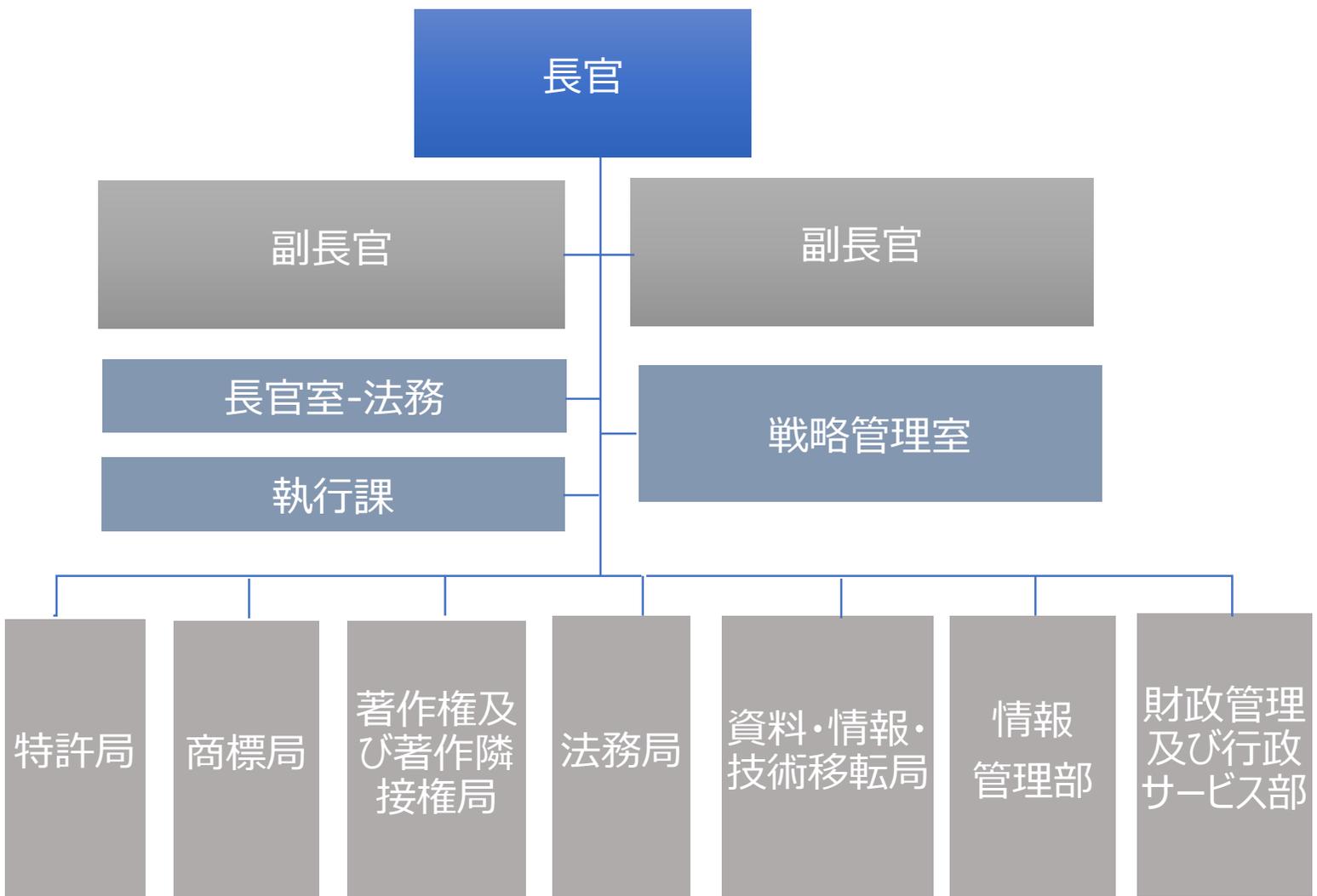
○特許法の主な改正内容

- 第三者情報提供制度
- ブタペスト条約への加入（6月末施行予定）
- 特許付与後の異議制度（未施行）

○意匠法は現在、草案作成中

- 2022年4月に草案作成のためのパブコメ募集

➤フィリピン知財庁組織図



➤フィリピン知財庁 バルバ長官



Barba & Associates法律事務所マネージングパートナー、貿易産業省筆頭次官を経て、

2020年2月
フィリピン知財庁長官就任

<https://www.ipophil.gov.ph/the-director-general/>

➤フィリピン知財庁



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES



貿易産業省に所属

1998年 特許・商標・
技術移転部から知財庁
に移行。

フィリピン 知財の動き（エンフォースメント機関の連携1/2）

フィリピン知的財産権委員会（NCIPR, 2008-）

- 貿易産業省（DTI、議長）
- 知的財産庁（IPOP HL、副議長）
- 司法省（DOJ）
- 内務地方政府省（DILG）
- 関税局（BOC）
- 国家通信委員会（NTC）
- 国家捜査局（NBI）
- フィリピン国家警察（PNP）
- 光学メディア委員会（OMB）
- 国家書籍開発委員会（NBDB）
- 食品医薬品局（FDA）
- 特命使節室



（出典）IPOP HLプレゼンに基づく

フィリピン 知財の動き (エンフォースメント機関の連携2/2)

政府

ECプラットフォーム

権利者



IPOPHL Updates Enforcement Rules to Add Teeth to Online Counterfeiting, Piracy Crackdown

- ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策MOUの署名 (2021年3月1日)
- フィリピン知財庁 (IPOPHL) のオンライン上の模倣品対策権限を強化する法改正 (国会審議中)

出典:

<https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/>

<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophl-updates-enforcement-rules-to-add-teeth-to-online-counterfeiting-piracy-crackdown/>

フィリピン真贋判定セミナー（2022年1月20日）

NCIPRから最近の活動の紹介の後、日系企業4社が参加し、NCIPRのメンバー約70名に対して、真贋判定ポイント等を説明するセミナーを実施。

質疑応答では、税関登録、オンラインマーケットプレイスへの出品等についての質問も出て、活発な意見交換が行われた。



フォトセッションの様子

フィリピン知財庁と日系企業との実務者対話 特許庁、ジェトロ共催 (2022年3月24日)

IPOPHLの資料・情報・技術移転局および特許局から、**IPOPHLが提供するサービス、特許審査に関する取り組み、特許情報**に関する取り組みを紹介。

日系企業からの質問事項を中心に、IPOPHLにおける特許審査やクリアランス調査の運用、特許情報データベースの整備状況、権利行使の実績等について、意見交換を行った。

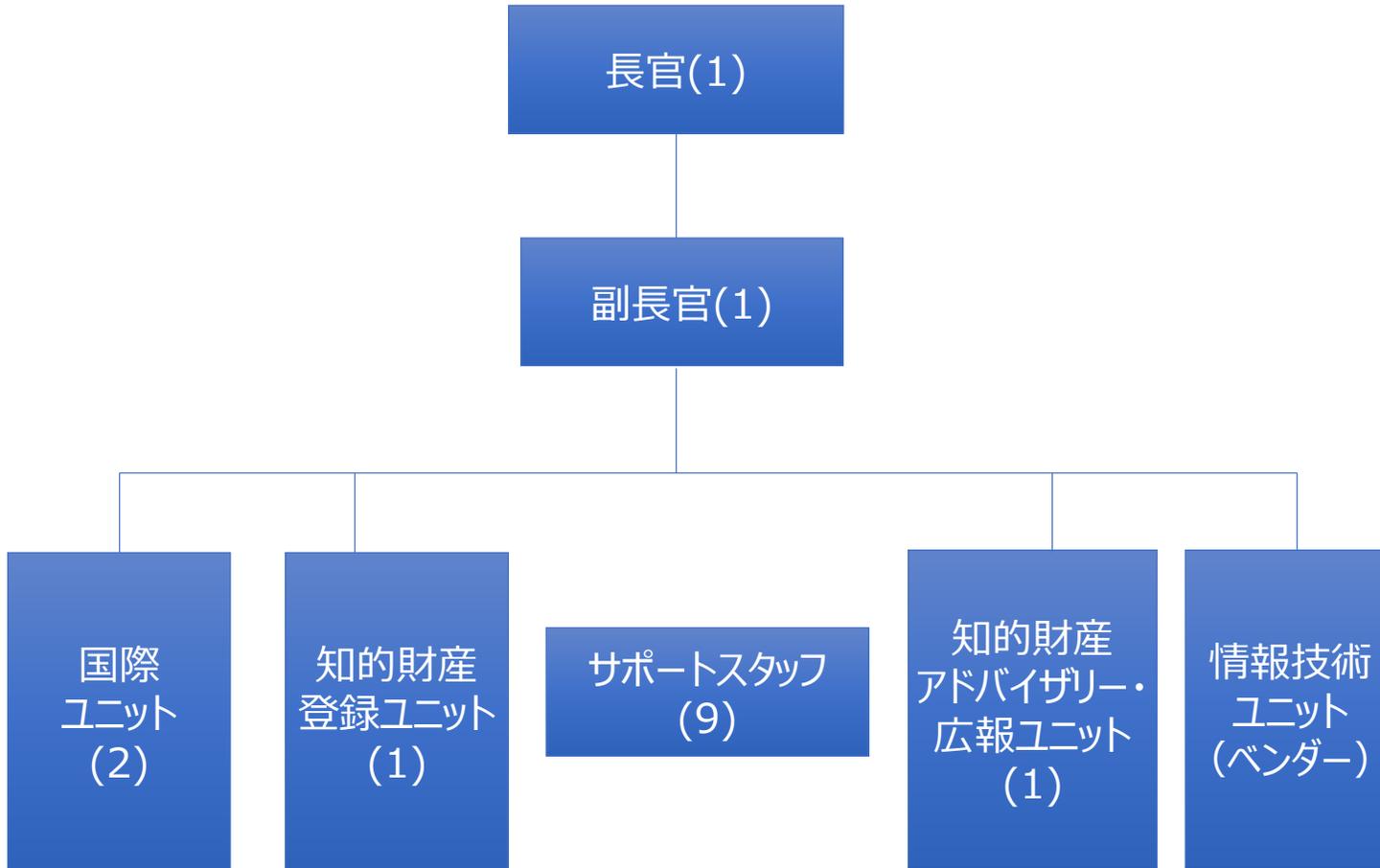


実務者対話の様子

出典：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu_philippines.html

ブルネイ

➤ブルネイ知財庁組織図（カッコ内は人数）



➤ブルネイ知財庁 ノラジザ長官

2021年7月、ブルネイ知財庁長官就任

➤ブルネイ知財庁



法務長官室に所属

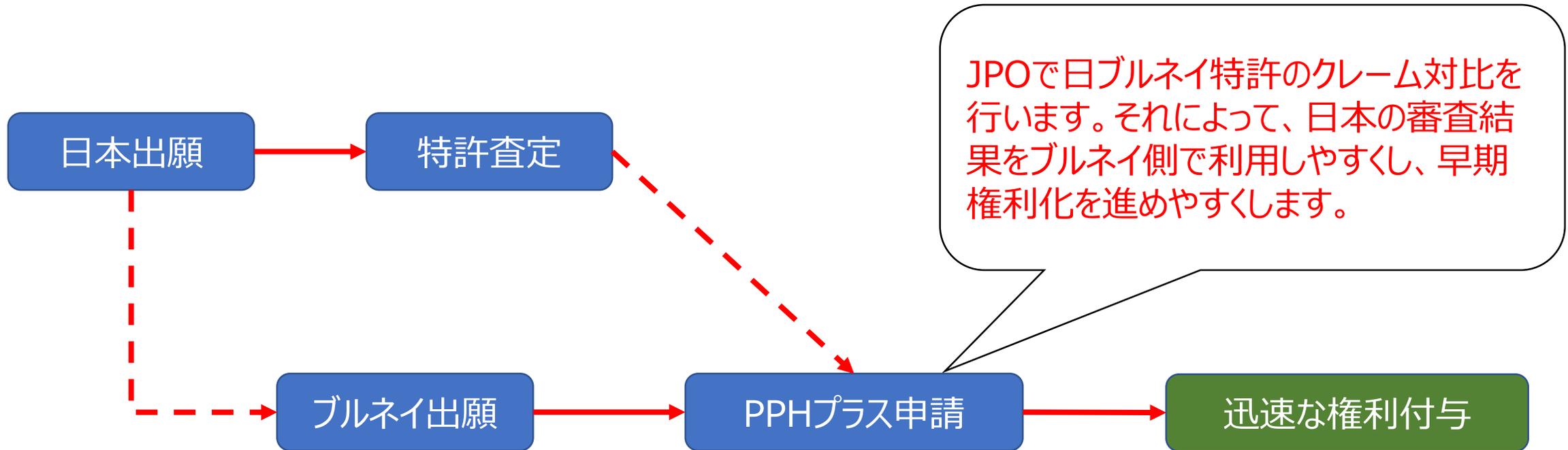
2013年 エネルギー・産業省特許登録部が改組。

2019年 エネルギー・産業省から法務長官室に移管

職員数 15名

ブルネイ 知財の動き（PPHプラスによる特許登録の早期化）

2017年10月1日より、日本との間で特許のPPHプラス開始



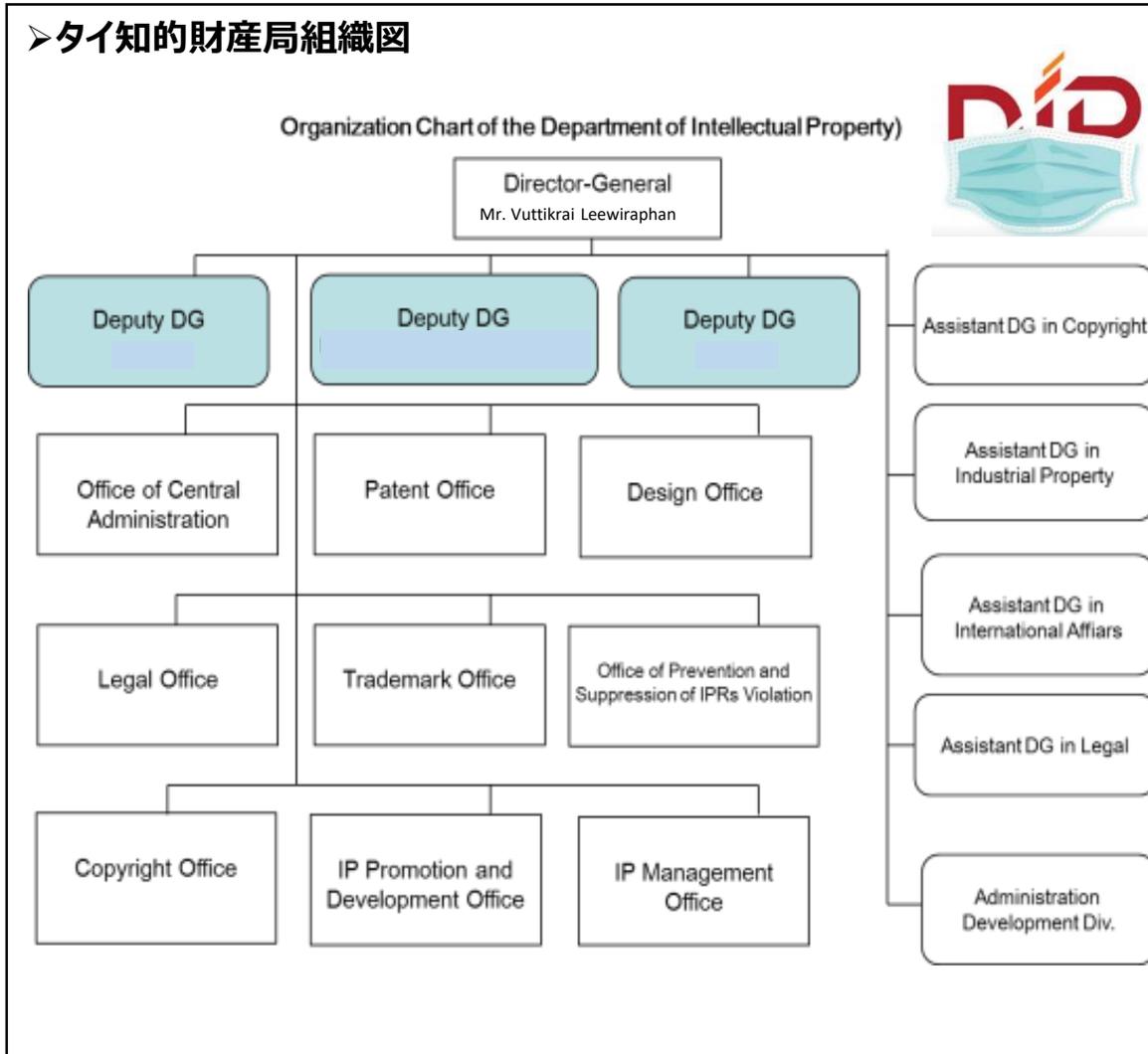
出典：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

ASEANの知財概況

2. (2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)



タイ知的財産局組織図



タイ知的財産局 ウティクライ局長



商務省事務次官室監察官、商務省事業開発局局長を経て、

2020年10月
タイ知財局長に就任

タイ商務省知的財産局



商務省に所属

1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：538名
(うち、特許審査官109名、意匠審査官21名、商標審査官34名)

2 (2) タイ 20年知財ロードマップ (2016年策定)



知財の登録及び保護の効率改善・登録期間の短縮
レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶
GI製品の品質管理向上支援

権利化期間の短縮と手続の簡素化
レッドゾーンにおける知財侵害品の完全な根絶
国際標準に沿う知財保護サービスの提供
企業における知財管理とイノベーションの啓発
GI製品への高付加価値化

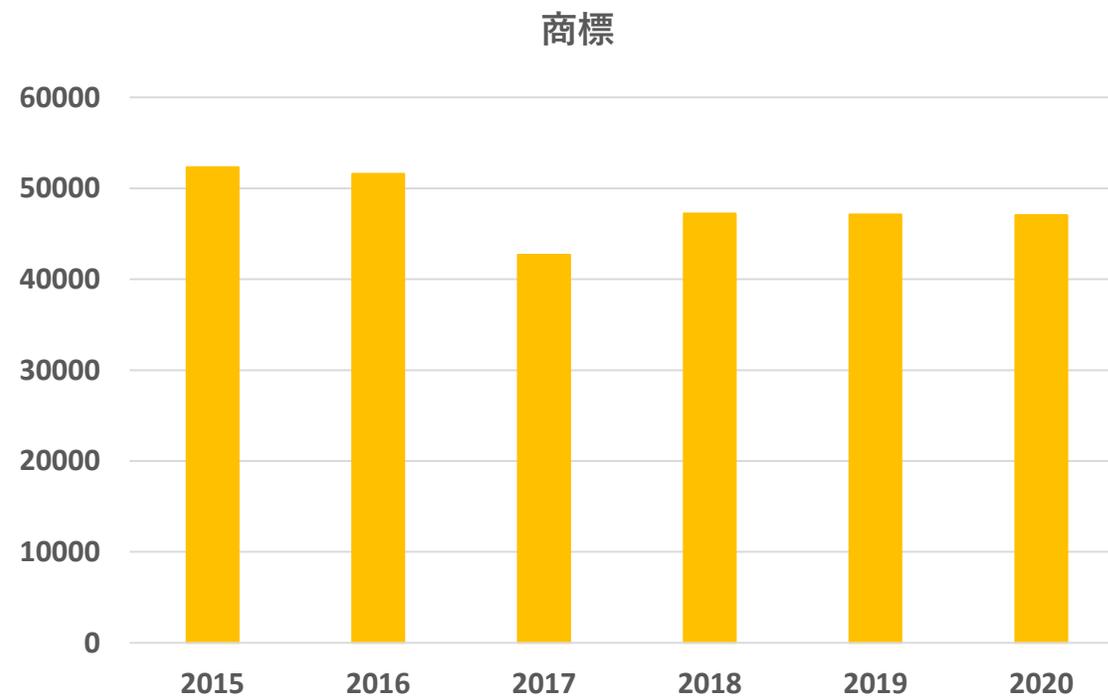
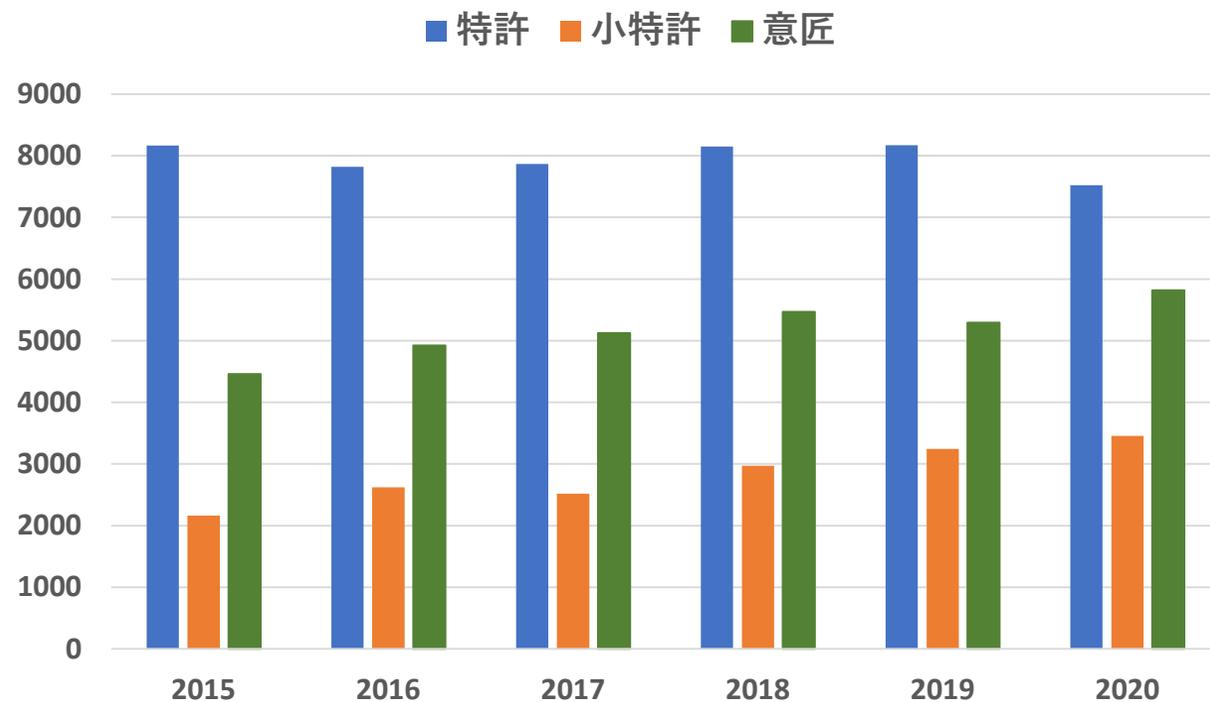
製品やサービスの価値を増やすためのツールとしての**イノベーションと知財の使用**
企業間の技術交換の促進
仕事のさらなる効率化のための組織の調整
知財侵害に対する予防及び抑止に関する情報の集積
GI製品の国際市場への参入

タイの知財の国際化ータイ企業及び輸出事業者が製品の輸出国で知財保護を受けることができるようにー、
商業化のためのタイ企業の知財データベースの利用促進
知財侵害に関する情報の提供と知財侵害から保護するための抑制課の役割の調整
GI製品の国際市場における促進と支援方法の確立

知財権の獲得及び財政的有利のための知財の利用の促進
タイが、知財と高度な技術を利用する発明と産業のための基盤となることを可能とする、知財の登録システムのさらなる改善
GI製品による収入の安定性確保

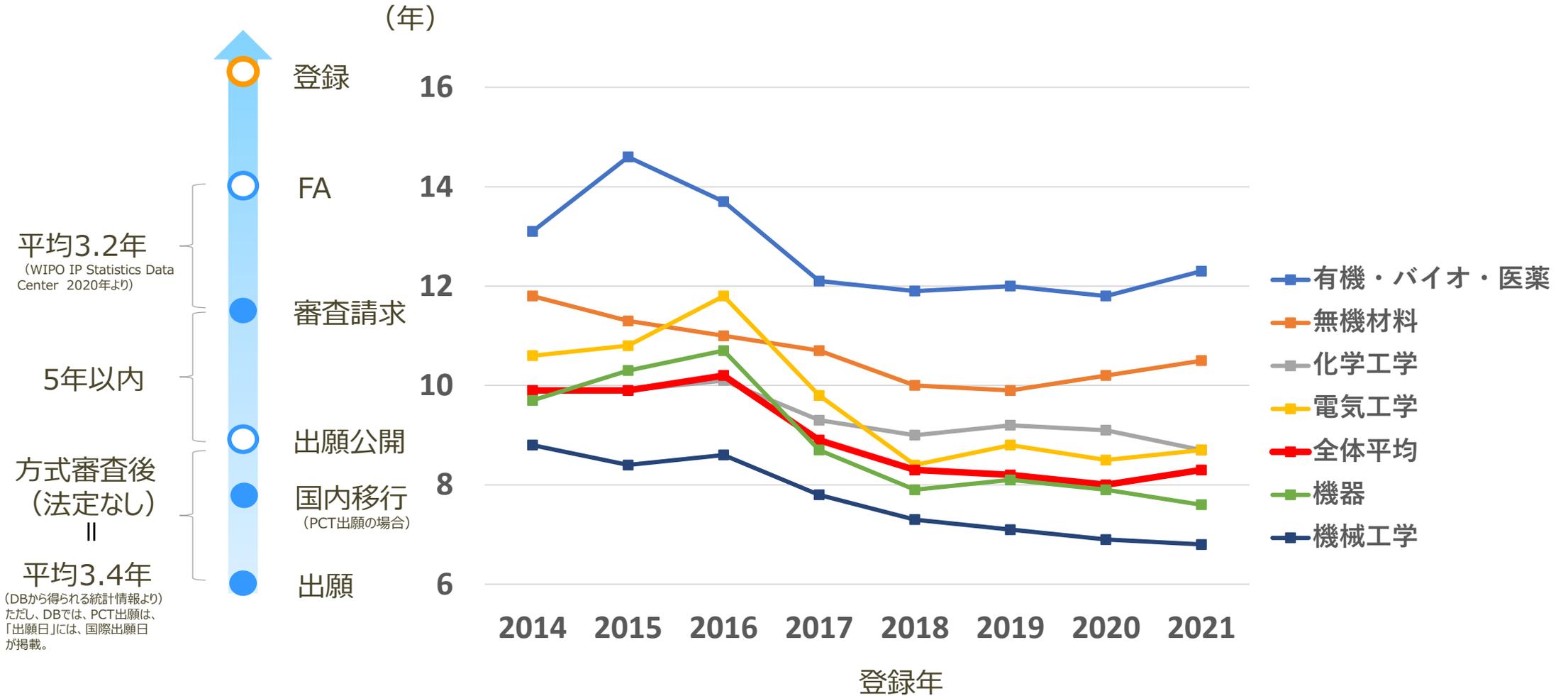
2016年～2021年 権利化期間の短縮・知財侵害への取締強化
2022年～2036年 **知財の利用促進**
2016年～2036年 GIの保護

2 (2) タイ 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)



- 特許出願は、約8%の減少。
- 小特許出願、意匠出願は、それぞれ、約6%、10%の増加。
- 商標出願は、横ばい。

2 (2) タイ 特許 権利化期間 (出願から登録まで)



- 依然として審査遅延の問題は残る。権利化期間は微増。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (21年) 8.3年, 登録2995件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

■ 審査官数の増員

Source : タイDIP ANNUAL REPORT 2020

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
特許 <small>(小特許担当も含む)</small>	30	66	88	99	103	109

- ✓ 2016年から段階的に審査官を大幅増員
- ✓ 採用後、1～2年は主に方式審査を担当
- ✓ 実体審査では、ベテランも若手も同じ処理目標件数
(ただし、ベテランは若手の指導、WG活動等にも従事)

8つの審査グループ

- ・機械 (工学)
- ・電気
- ・物理
- ・化学
- ・石油化学
- ・医薬
- ・バイオ
- ・小特許

■ Tele Patents サービス開始 (2022年1月4日～)

出願準備、出願書類の作成、特許および小特許出願の補正を希望する者のためのコンサルティングサービス。相談依頼のテーマや発明分野に応じて、審査官がアドバイスを行う。

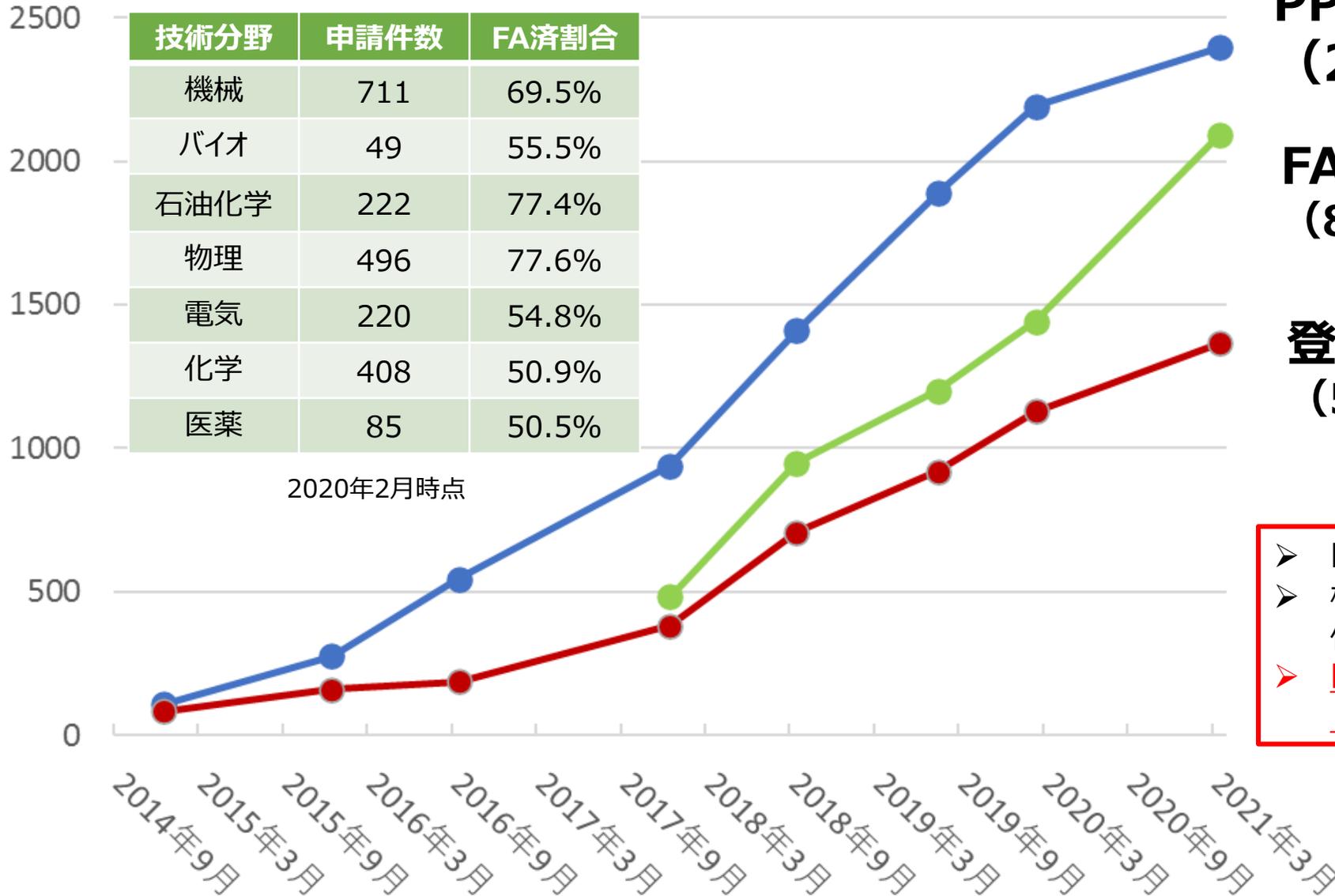
→ 補正手続きの効率化 (無駄な拒絶理由を減らすなど) を図る

■ 特許のファストトラック制度導入予定 (2022年6月～)

医療、ヘルスケア、食品分野などに関連する発明に対して、特許を早急に取得できるようファストトラック制度を導入する予定。現在、登録のための規則、条件を検討中。

2 (2) タイ 権利化期間の短縮 特許 PPHの実績

累積件数推移



PPH申請件数
(2,395件)

FA済件数
(87.3%)

登録済件数
(57.0%)

- PPH申請から登録まで平均14ヶ月。
- 権利化期間については技術分野によって偏りがある。
- **PPH試行プログラム（2年間）を、2022年1月に更新。**

■ 特許法（特許、小特許、意匠含む）の改正

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年 9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

→ 法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → タイDIPへパブコメ提出
米国政府、欧州ビジネス商業協会（EABC）、国際商標協会（INTA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）などからも意見提出
→ 2021年5月14日 タイDIP、意見聴取結果をウェブサイトに公表 → 内閣へ提出

→ 2022年1月18日 タイDIP、強制実施権部分の修正公表&パブコメ募集

→ 商務大臣署名済み → 内閣提出・承認待ち

発明特許： 権利化前

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

発明特許： 権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

■ タイ改正著作権法、2022年2月24日成立、2022年8月23日施行

- デジタル時代に対応した著作物の保護強化が目的。今後、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO Copyright Treaty）加盟を目指す。

【主な改正項目】

- 裁判所への申立てなしに、直接サービスプロバイダーに対してノーティスアンドテイクダウンができるような手続き規定を新設
- 効果的な法執行のため、サービスプロバイダーの責任の例外に関する規定を改正
- 技術的保護手段（著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術）に関する規定を改正

■ 輸出禁止、輸入禁止、およびタイ王国内への持ち込み禁止の対象となる商標侵害品および著作権侵害品の決定に関する商務省告示（2022年1月4日承認）

- 2022年1月4日、内閣は、知財侵害品の輸出入に関する商務省告示案を承認。同告示は、官報への掲載日から90日後に施行される。これに伴い現行の告示は廃止。順次下位法令を整備。
- 現代に即したものに改善し、知財侵害の防止と抑制をより効果的に強化→ほぼすべての場合（個人目的を除く）において、商標侵害品、著作権侵害品の輸出入を禁止すると明文化

1. 商標権侵害品および著作権侵害品を、輸出禁止品、輸入禁止品、およびタイ王国内への持ち込み禁止品とする。ただし、営利目的でなく不当に数量が多くない物品を持ち込む場合を除く。
2. 商標権者または著作権者が、商標権侵害または著作権侵害の可能性のある物品の検査について、税関が定める規則、手続き、条件に従って税関職員に情報を報告できるようにする。

2 (2) タイ 商標に関する最近の動き

■ 商標審査基準の改正 (2022年1月17日改訂)

【ポイント】

- 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

■ 商標出願のファーストアクション ファストトラック開始

DIPは2021年4月5日、商標出願のFAファストトラックによる審査結果の通知について告示を公表。2021年12月9日に新たに告示を公表。以下3要件を満たした出願は、自動的にこのファストトラックにより審査が進められ、出願から6か月で最初の審査結果（FA）が通知される。

- (1) 指定商品／役務数の合計が**50点**を超えないこと。
- (2) タイ知的財産局ウェブサイト (<https://tmsearch.ipthailand.go.t>) から指定商品／役務を選択すること。
- (3) 補正手続、譲渡手続、識別性を証明する証拠資料の提出手続がないこと。前述の手続がなされた場合、登録官は通常通り審査を進める。

■ 商標の更新に係るファストトラック開始

DIPは2021年4月5日、商標の更新のファストトラックに関する告示を公表。2021年12月9日に新たに告示を公表。以下の条件を満たす更新申請は、審査から更新登録証の発行まで60分で完了（→ 30分で完了 2022/2/23）する。追加料金はなし。

- (1) 指定商品／役務数の合計が30点以内であること。
- (2) 登録内容に変更がないこと。
- (3) 更新申請書を権利者または代理人により提出しなければならず、代理人による申請の場合、
 - ①更新手続、及び②権利者に代わる更新登録証受領の委任が委任状に明記されていない。
- (4) ファストトラックの申請は更新申請書の提出時に行うこと。
- (5) 更新費用を全額支払うこと。

	行政措置 (摘発)	刑事措置	民事措置 (民事訴訟)	水際措置 (税関差し止め)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・迅速 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・比較的迅速 	<ul style="list-style-type: none"> ・差し止めに加えて損害賠償請求が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト ・迅速
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・警察を通じた市場からの模倣品の排除(摘発)のみ ・刑事罰や損害賠償を得長ければ、刑事措置・民事措置を請求する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償は得られない ・有罪を認めると減刑になることが多い ・刑事訴訟開始後の途中和解不可(著作権以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高コスト(1審) 数百万円～数千万円 ・判決が遅い(1審) 特許：1.5～3年 商標：1～1.5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許・意匠は対象外 ・差押え、破棄後の刑事措置不可(罰金支払に応じない場合は除く) ・罰金の抑止効果は高くない

- コスト・期間の観点から、模倣品対策として**行政措置・刑事措置が主流**となっている。
- タイ経済警察(ECD)の摘発に係る商標の類否判断について、DIP商標審査官の見解に基づき判断。
- 商標の類否判断において審査官が判断に用いる観点は、①文字数が同じであるかという点、②発音の仕方が同じであるかという点、③商品のカテゴリーが類似しているという点。

2 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 刑事摘発件数

経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (~9月)
商標権	5,012	4,888	3,936	2,786	1,270	818
著作権	1,504	1,844	1,930	1,079	527	379
特許権 (小特許・意匠権)	158	33	18	5	0	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	6,674	6,765	5,884	3,870	1,685	300

特別捜査局（DSI）※による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (~9月)
商標権	23	20	25	4	4	3
著作権	0	0	0	0	0	0
特許権 (小特許・ 意匠権)	0	0	0	0	0	0
その他	-	-	-	-	-	-
合計	23	20	25	4	4	3

➤ 商標権・著作権に基づくエンフォースメントが大半。

※DSI(Department of Special Investigation)

・法務省傘下の特別部隊

（米国における FBIに相当する機関）

・模倣品価値が1000万THB以上で、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす事件を担当。

出所：タイ知的財産局 “Statistic on IP Enforcement”

2 (2) タイ エンフォースメントの状況 – 訴訟件数

知的財産権に関する訴訟件数（知的財産・国際取引中央裁判所（CIPITC））

刑事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	2907	2478	1877	1249	306
著作権	644	665	677	531	206
特許権※	22	18	8	4	0
合計	3573	3161	2562	1784	512
民事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021 (Jan-May)
商標権	101	89	94	119	34
著作権	72	50	65	47	17
特許権※	31	23	19	28	20
合計	204	162	178	194	71

※ 小特許、意匠権含む

出所: CIPITC

- 外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
- 民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。

- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が横行。
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行客も購入するような模倣品は、バンコク市内の著名な通り、ショッピングセンター等で販売。
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、バンコク以外にも各地で、様々な販売形態にて販売。
- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、タイ税関によると、タイで流通している模倣品の約90%は中国製。
- 実務上輸出品の差止がなされることは稀であり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある。



海賊版映画のDVD



模倣化粧品

新型コロナによる影響

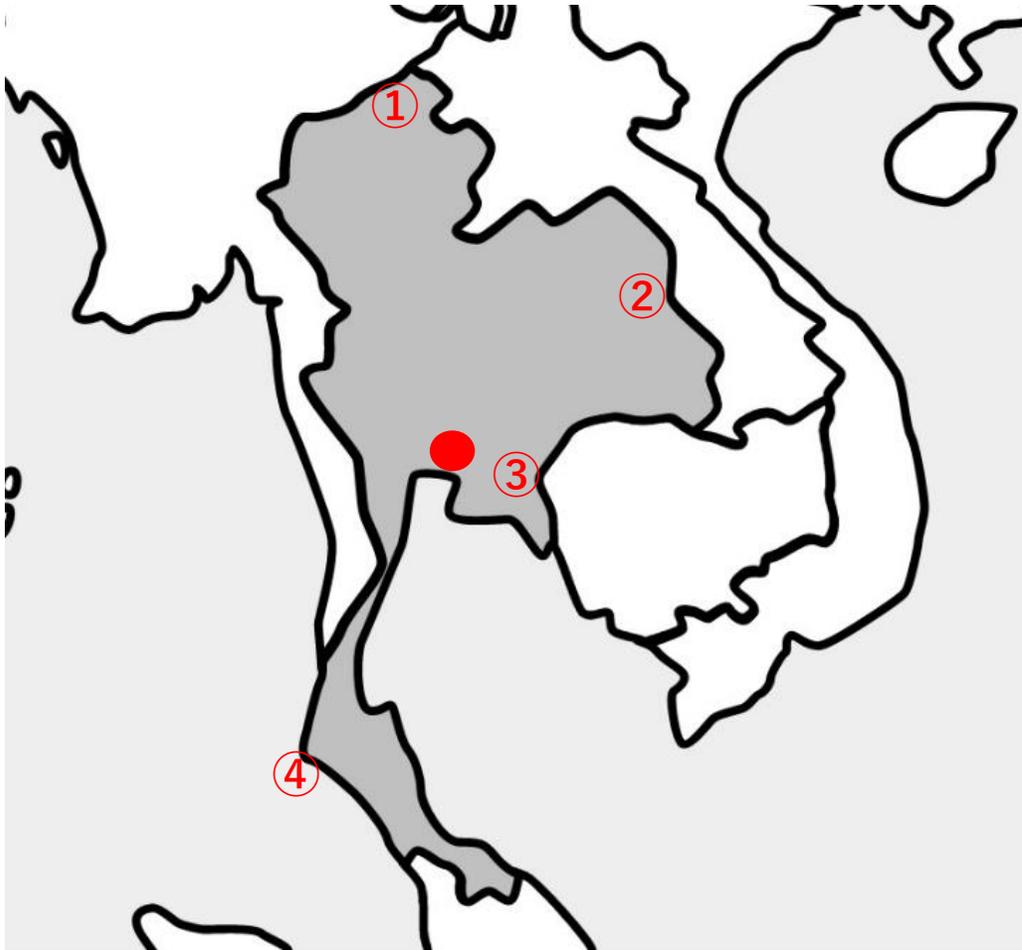
- コロナ禍でのオンライン取引の増加に伴い、オンラインでの模倣品流通が増加。
- 新型コロナによる規制措置によるマーケットの閉鎖などの影響により、オフラインでの模倣品流通は減少。
- 模倣品の種類にも影響。マスクやアルコールなどのコロナ関連商品の増加

模倣品の流通は、オフライン市場からオンライン市場へ移行

年	知財権侵害に関連する 摘発事件件数 (a)	オンライン・インターネット 関連の摘発事件件数 (b)	知財侵害事件に対する オンラインの割合 (b/a)
2021 (2020年10月 – 2021年8月)	1,222	193	0.16
2020 (2019年10月 – 2020年9月)	2,430	181	0.07
2019 (2018年10月 – 2019年9月)	3,977	131	0.03

2 (2) タイ 模倣品流通の実態 –地方税関の現状–

新型コロナの影響による現状を把握するためにタイ地方税関との意見交換を実施。



・対象税関

- ① メーサイ税関
- ② ムクダハン税関
- ③ アランヤプレテート税関
- ④ プーケット税関、プーケット空港税関

・結果概要

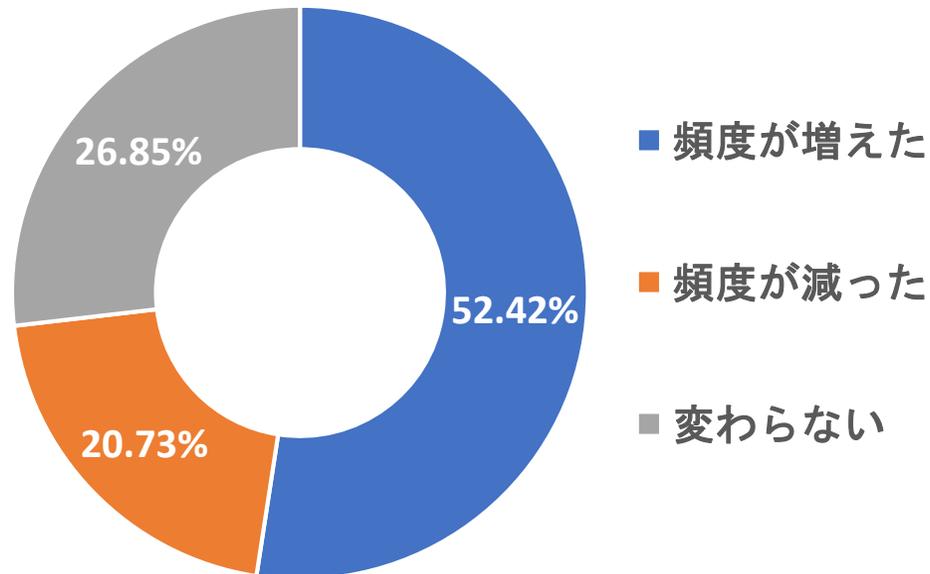
- コロナ前後で明らかに摘発件数及び物品数が減少
 - 要因 1 : **新型コロナの影響によりタイの国境を規制**
 - 要因 2 : 衣服、靴、アクセサリなどの生活必需品ではないものの需要が低下
 - 要因 3 : タイ経済が不安定であり、そもそもの需要が低下
(国境付近やプーケットのマーケットは大部分が閉鎖)
- **マスクやアルコールなどのコロナ関連商品の知財侵害品が増加**
- 知財侵害品は**中国から密輸**
- コロナ禍により**オンライン取引が増え、密輸も小口化**

2 (2) タイ 模倣品流通の実態 –タイ人消費者動向–

○ 調査概要

手法：計15問のアンケート回答 **期間**：2021年9月1日～30日 **地域**：タイの6地域（北、中央、南、東、西、北東部）
サンプル数：計1,800人（性別・年齢・居住県による人口構成比以上の極端な偏りがないよう配慮して配布）

新型コロナウイルスが流行し始めた前後（2020年3月前後）での、知的財産権侵害品を目にする頻度の変化



知的財産権侵害品の購入に関する回答者の経験（割合）

買ったかもしれないが、知財侵害品か否かを自分で判断できないので分からない

17.33

経験なし

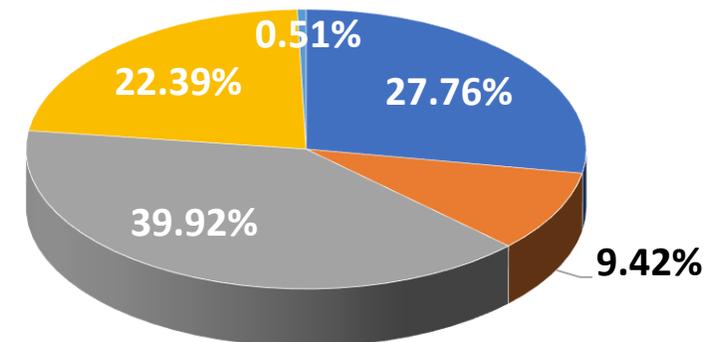
50.39

経験あり※

32.28

※半数以上がパンデミック（2020年3月）以降に購入

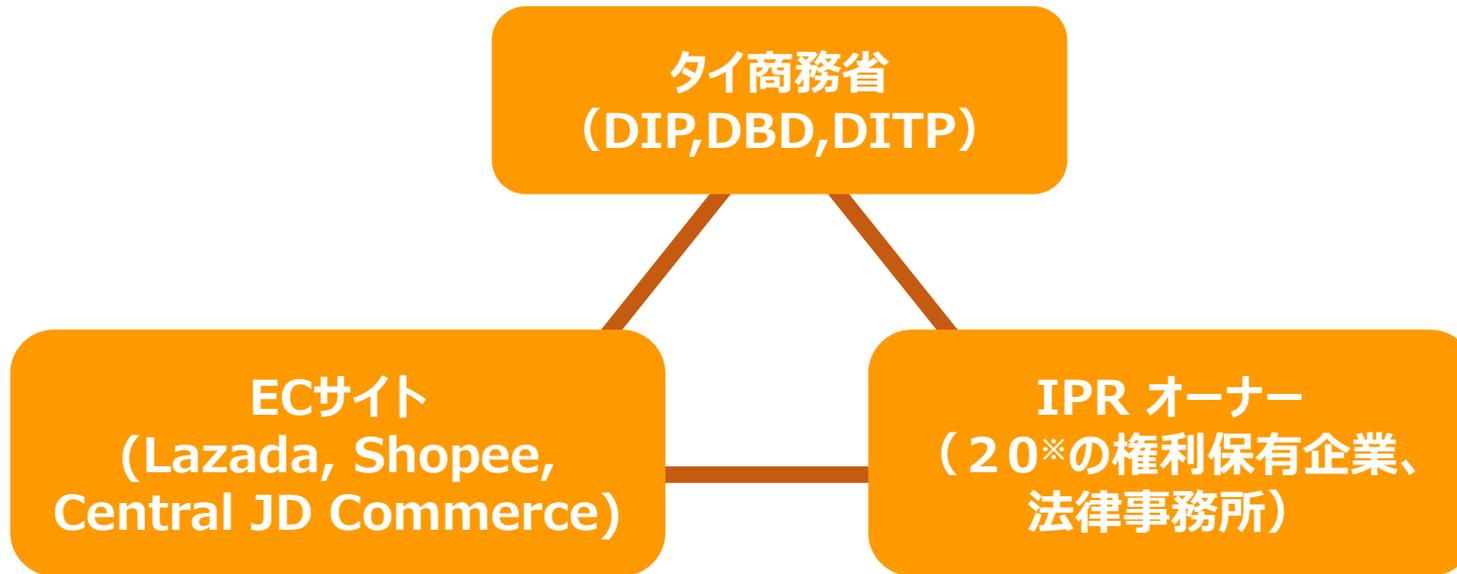
回答者が知的財産権侵害品を購入した経路



2 (2) タイ 政府の取組 オンライン上の模倣品対策

<インターネットにおける知財権保護に関するMOU>

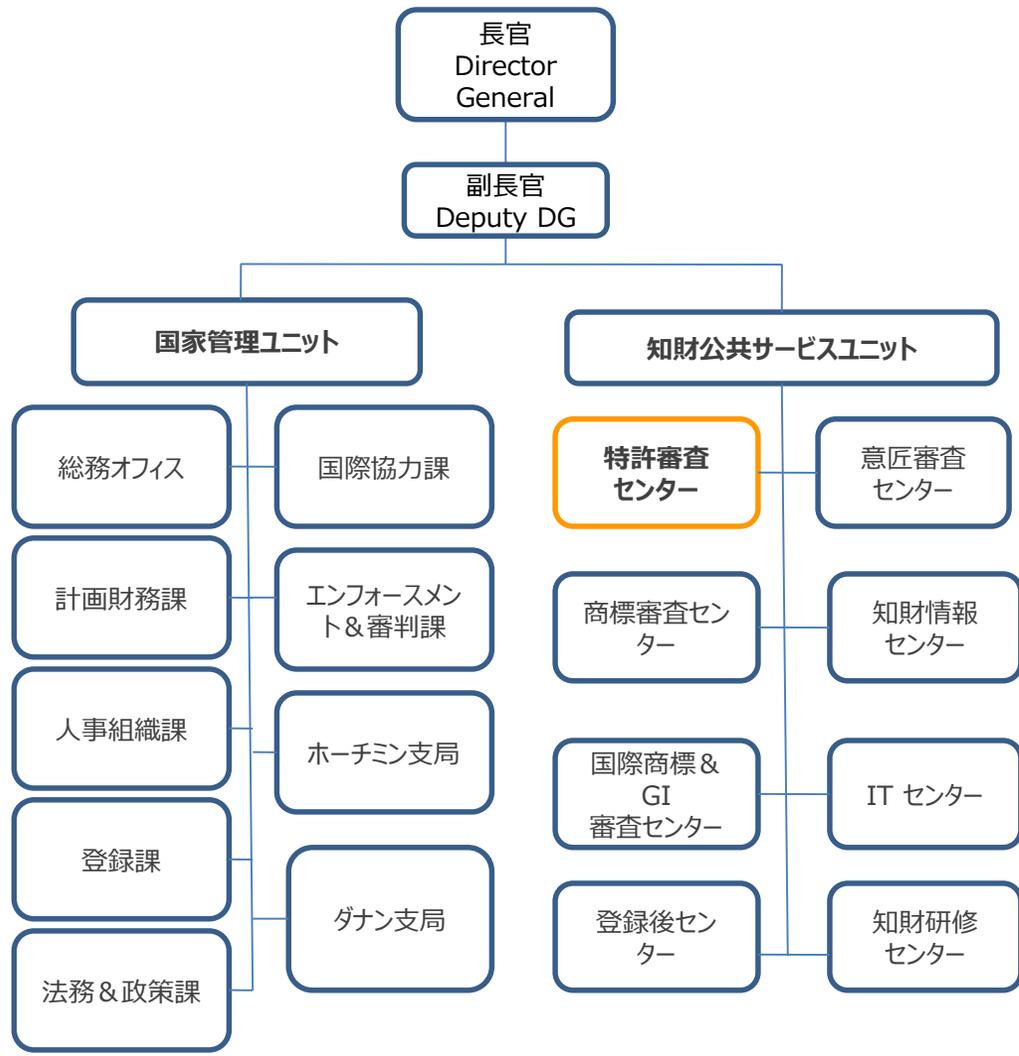
- 2021年1月11日、タイ商務省内の3部局（知的財産局、事業開発局、国際貿易振興局）とインターネットプラットフォームオペレータ（Lazada, Shopee, Central JD Commerce）、権利者、法律事務所（20 IPR Owner）との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- DIPがインターネット上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行うといったインターネット上のIP侵害品を排除する枠組みを構築する内容となっている。
- 2021年3月から2021年12月までの間に、知財権侵害があったとの権利者からの報告は**475件**、ECプラットフォームマーが販売停止をしたのが**459件**。



➤ 3か月に一度、フォローアップミーティングを開催。

※IPRオーナーは随時受入

▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学部講師
 政府官房総務局、科学教育文化局等を経て
 2017年3月より
 ベトナム知財庁長官に就任

▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)



科学技術省に所属
 1982年に創設された、国家発明室を前身とし、現在は科学技術省の一組織
 職員数：約360名
 (うち、特許審査センター71名、意匠審査センター12名、商標審査センター61名)

2030年までの**国家レベルの知的財産戦略**を定めたDecision No.1068/QD-TTgがベトナム首相によって承認。(2019年8月22日)

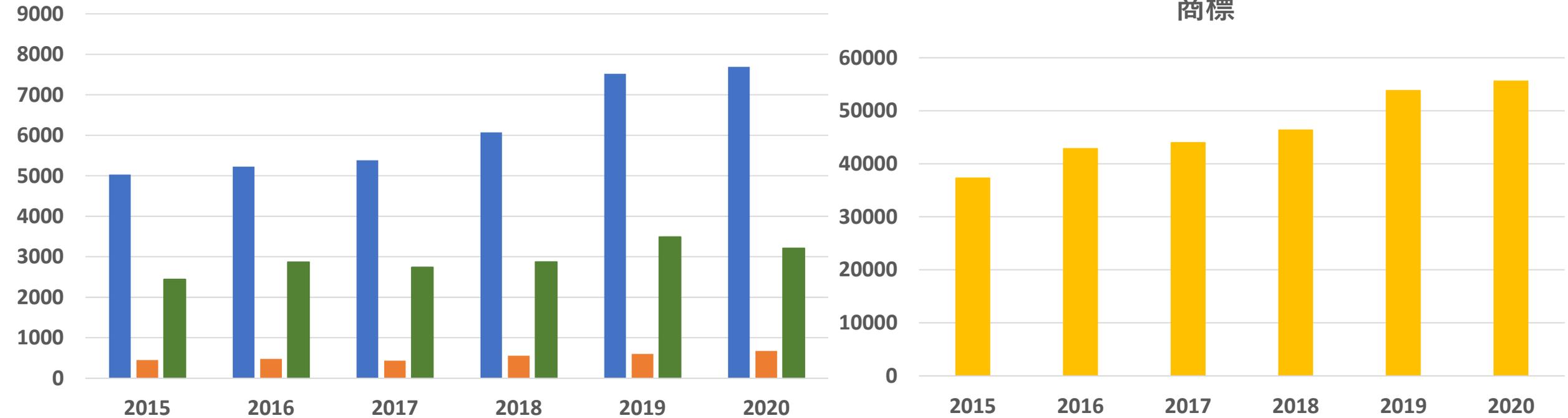
- ✓ 2030年までにベトナムが知的財産権の創設、保護及び実施に関して**ASEANの筆頭国**となること
- ✓ 社会及び産業界の要望を受け、**迅速、透明かつ公正な知的財産権の保護システム**を作り上げる
- ✓ **知的財産権の執行**をより改善し、知的財産権侵害を減少させること
- ✓ 新たな**知的財産権の創出を促進**させ、Global Innovation Indexにおけるベトナムの地位を向上させること等

Global Innovation Index(2021)	順位
シンガポール	8
マレーシア	36
タイ	43
ベトナム	44
フィリピン	51
ブルネイ	82
インドネシア	87
カンボジア	109
ラオス	117

2 (2) ベトナム 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)

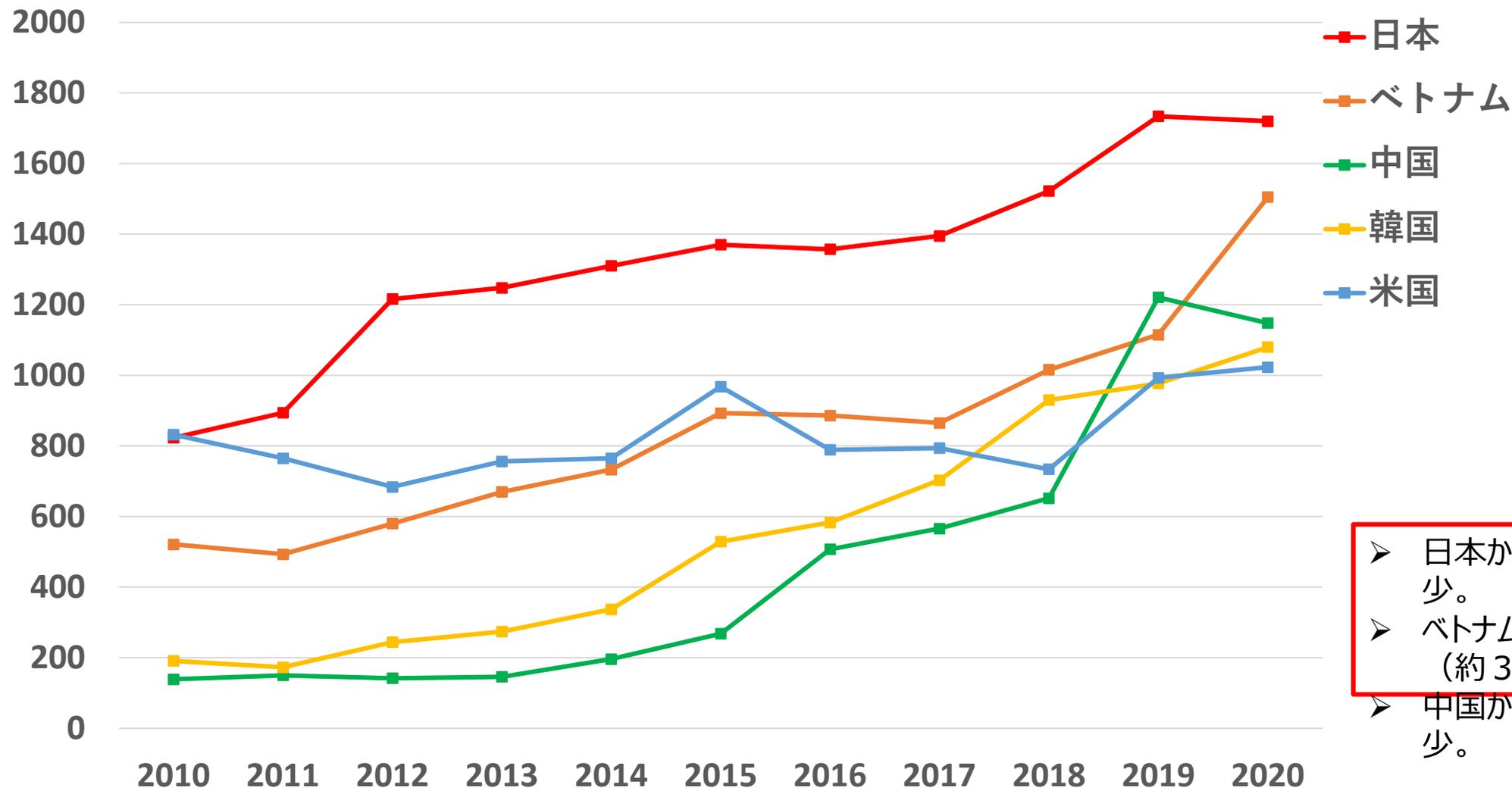
■ 特許 ■ 実用新案 ■ 意匠

商標



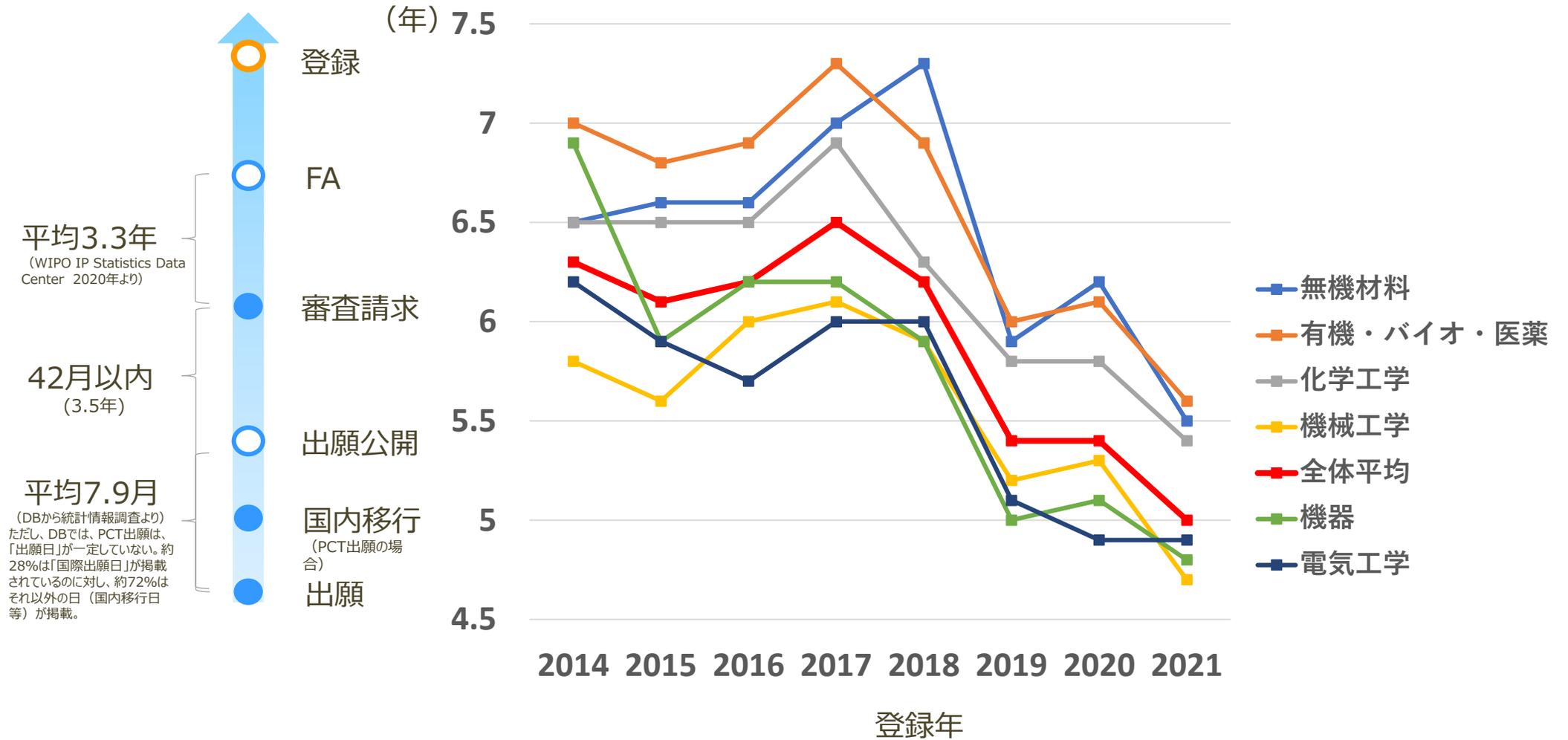
- 特許出願、実用新案出願は、それぞれ、約 2 %、1.3 % の増加。
- 意匠出願は、約 8 % の減少。
- 商標出願は、約 3 % の増加。

2 (2) ベトナム 国籍別の特許、実用新案出願合計件数



- 日本からの出願は、約 1 % の減少。
- ベトナム国内からの出願が、大幅（約 35 %）に増加。
- 中国からの出願は、約 6 % の減少。

2 (2) ベトナム 特許権利化期間 (出願から登録まで)



➤ 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10~20%程度高め

2 (2) ベトナム 特許権利化期間の短縮 - PPHの実績

日ベトナム特許審査ハイウェイ (PPH) の実施

- 2016年4月より試行開始 (受付上限100件/年)
 - 2016年: 4月1日～8月24日受付終了
 - 2017年: 4月1日～5月30日受付終了
 - 2018年: 4月1日～4月3日受付終了
 - 2019年: 4月1日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2020年: 5月4日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2021年: 4月1日～7月15日受付終了、10月1日～2022年1月26日受付終了



2019年度より、
受入**上限200件/年**
に拡大



- 2022年4月 PPHプログラムの実施を2025年まで延長決定** (受付上限100件/年)

2022年: 4月1日～ 受付開始

2020年実績

➤ 審査期間

FA: 平均約**8.7**月※
最終: 平均約**9.5**月※

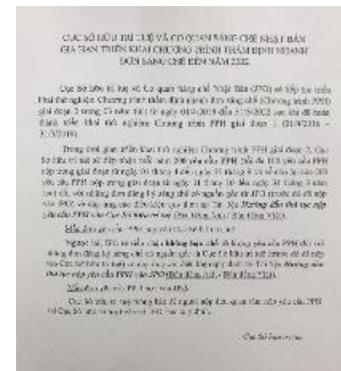
➤ 審査結果

特許率: **94%**
(拒絶となった案件は全て応答無し)
FA特許率: **70.9%**

➤ これまでに分かっている課題

- 出願公開前にPPH申請がされた場合は
すぐに審査ができない
(出願公開を待たなければならない)
- ベトナム語への誤訳が多い**

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント



- ✓ 今般、ベトナム国会において、ベトナム知的財産法を2021年法改正プログラム（2022年6月に国会承認される予定）に含めることが承認。
- ✓ 今回の改正は、(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定））との整合、(2)知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的としている。

特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加

知財権保護

- ① 行政罰を受ける知財権侵害行為を限定**
（著作権、商標、GI、植物品種に限定）
- ② 知財権関連の輸出入国境管理措置を限定

意匠

- ① 部分意匠*
- ② 公開遅延制度の導入

商標

- ① 音の商標の追加
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

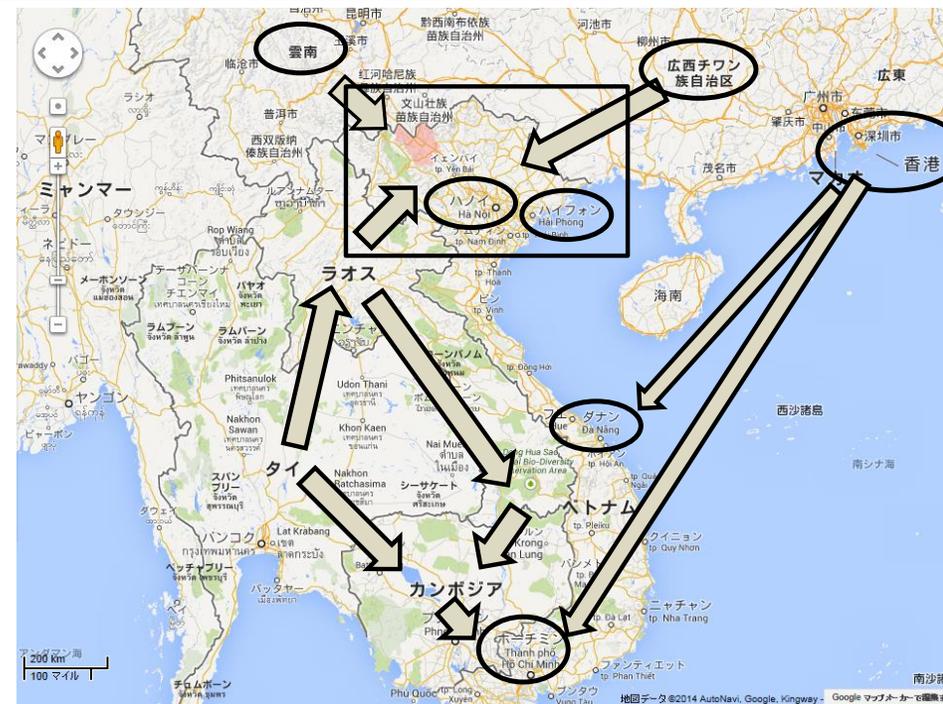
*改正案では、取り外し可能な製品の独立した部分の意匠と定義
 **行政罰を受ける知財権侵害行為は限定されず、現行のままの予定

- **法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → IPベトナムへパブコメ提出**
- **JPO、ジェトロ、日系企業と合同で、IPベトナムとの知財法改正に関する実務者対話も実施（2022年3月22日）**

	2020年11月	2021年4月	2021年12月	2022年5-6月	2022年7月
改正スケジュール	改正案公表 (パブコメ)	内閣へ提出	国会審議	国会承認	施行

2 (2) ベトナム 模倣品の流入実態

- ハノイ、ホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でも、消耗品や衣類、時計、カバン等の模倣品が多い。
- 模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、国外から、主に中国から流入しているといわれている。
- 一部衣料品等に関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている。
- 模倣品流入ルートは、①陸路、②海路、③他国経由と、様々である。



<中越国境（ラオカイ）の風景>



2 (2) ベトナム エンフォースメントの種類と特徴

	行政措置	刑事措置	民事措置（訴訟）	水際措置
対象	特、意、商、著	商、著	特、意、商、著	特、意、商、著
期間	1～2か月	捜査は60日程度 刑事訴訟（1審） 半年～1年程度	1～2年程度 （1審）	
費用	数十万円	刑事訴訟までいくと 数百万円	数百万円	
件数	市場管理局(MSA): 年12,000-15,000件 科学技術省(MOST): 年100件	・警察：250-400件 ・刑事訴訟：年数件程度 （特許は過去5年間0）	年30-40件程度	年100件程度
その他	特許はMOST、意匠・商標はMSAに相談が多い	・特実意は刑法の対象から削除(2009～)	・知財裁判所はなし ・損害に係る証拠収集、事実証明が困難 ・経験不足により妥当でない判決	

- ・市場管理局（MSA）を利用した行政摘発が手続・コスト・期間の観点から有効
- ・権利侵害においてベトナム知財研究所（VIPRI）の鑑定が重要
⇒VIPRIの類否・侵害判断は、法的拘束力はないものの、各執行機関の判断において最重要の証拠となりうる。

▶ 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

▶ 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密



職員数
78名
(商標審査官13名)



▶ 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から
2020年名称変更。
同時に科学技術革新総局と科学
技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数19名



<法改正の状況>

- ・審判制度の創設、税関登録制度の創設に関心。
- ・**2021年12月、ベルヌ条約加盟**

<知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許： ほぼ100%の出願が外国出願。日本、ヨーロッパの出願が多い。登録数は10件前後。
運用上、特許で実体審査は行われてない。他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。
2018年3月1日よりEPOバリデーション開始（医薬品は不可）、SG・CNとは再登録制度あり
- ・商標・意匠： 実体審査あり。商標権侵害にはC&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的。
それでも解決しない場合はカンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立てが有効。
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

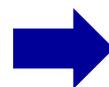
<出願件数（2018）>

- 特許 67件
- 実用 13件
- 意匠 177件
- 商標 7,583件

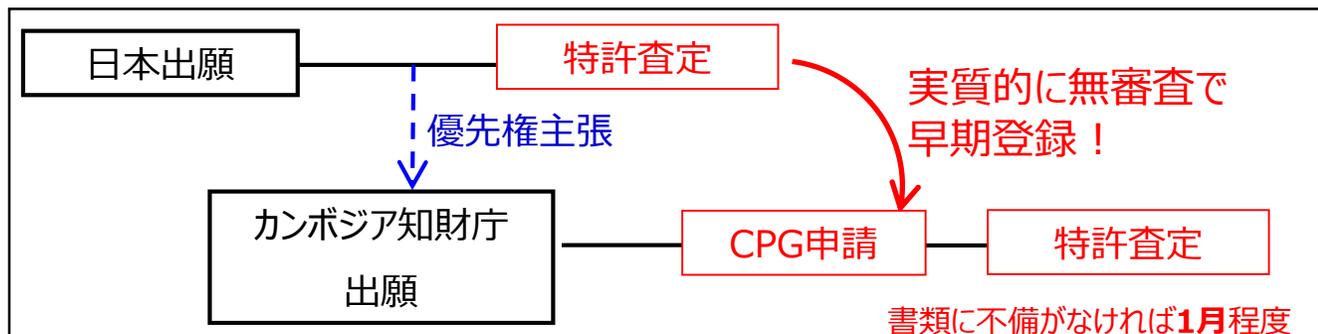


<CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- ・2016年7月より開始。
- 日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



カンボジア特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



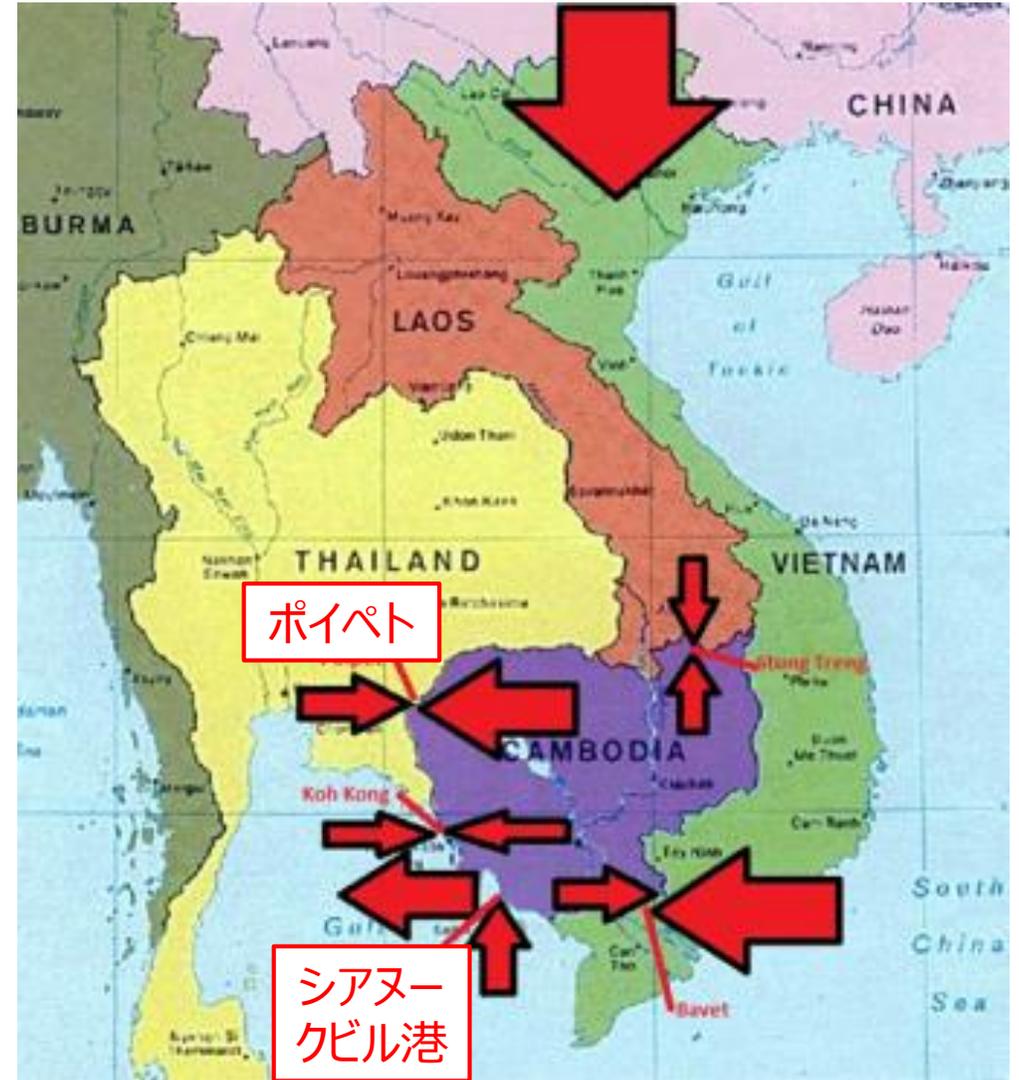
CPG（2020年2月時点）

申請件数	特許査定
33	22

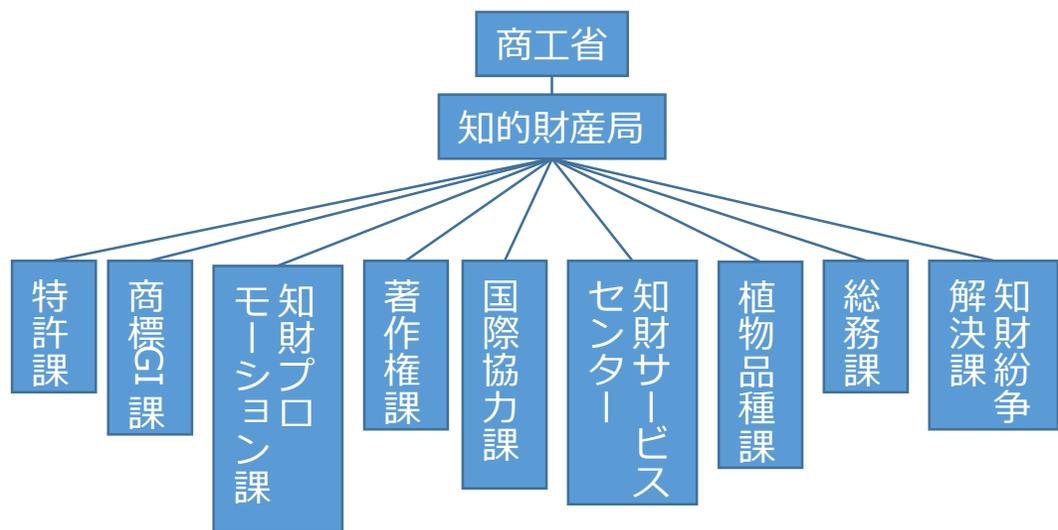
【参考】再登録制度（登録／出願）SG: 38/55 CN:88/207
KIPOとも2019年11月～実施

2 (2) カンボジア 模倣品流通実態

- カンボジア全土にわたり、電気・電子製品、衣料品等、食料品、化粧品、医薬品、自動車部品の模倣品が流通している。模倣品の通過国としての側面もあり。
- 模倣品の多くはカンボジア国外から流入していると考えられている。主な模倣品流入ルートは①陸路（ベトナム、タイ、ラオスから）、②海路（シアヌーク港）。
- 電気製品は中国で製造、自動車部品はタイ・中国で製造、化粧品は中国・ベトナム・インドネシアで製造、医薬品は中国・インドで製造、食料品はベトナム・タイ・ラオスで製造されているものが多い。CD・DVDは国内で製造。
- タイ国境のポイペトでは日常的に模倣品の密輸が行われている。過去に露天商人による暴動が発生。
- 電子商取引のプラットフォームはFacebook



ラオス知的財産局組織図



ラオス知財局

2022年1月7日より、
Santisouk PHOUNESAVATH 知財局長、就任

ラオス商工省 知的財産局



設立
2011年

職員数
59名

予算
約5万USDル

審査官数
特・意：8名
商標GI：9名

※2021年2月25日、科学技術省が解体され、知的財産局は商工省へ移管されることが決定し、2021年4月に移管。

2 (2) ラオス 最近の動き

<法改正等の状況>

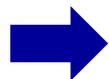
- 2018年6月に改正知財法が施行。主な改正内容は以下のとおり。
 - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設。
 - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）。
- 2020年12月「特許及び小特許に関する決定」
- 2021年1月「意匠に関する決定」
- 2022年1月「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」公表、施行

<知財の権利化・エンフォースメント>

- 特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。
他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年4月より中国と再登録制度開始。
星とも再登録制度開始予定（2019年11月MOU合意）
- 商標・意匠：実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。
真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

<CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- 2016年11月より開始。
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの



ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！

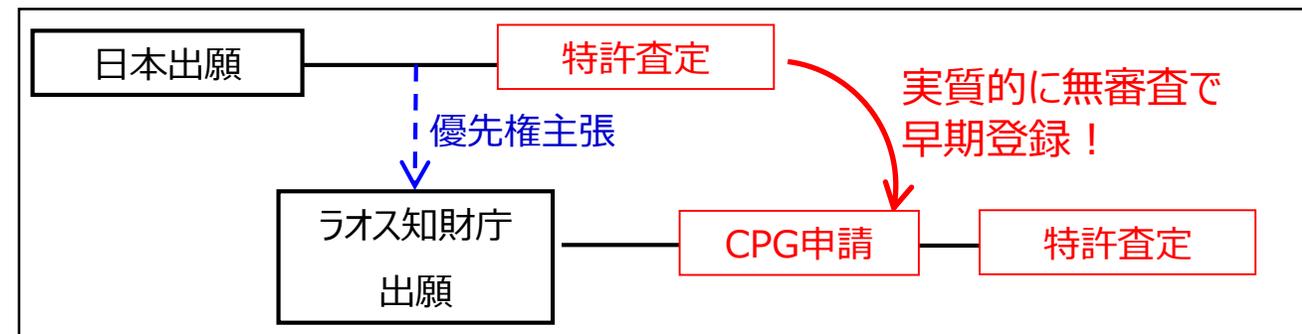
<出願件数（2018）>

- 特許 59件
(小特許含む件数)
- 意匠 67件
- 商標 3,475件



CPG（2020年11月時点）

申請件数	特許査定
18	7



出所：ラオスDIPとの意見交換、カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査(ジェトロバンコク)2020年2月

改正知財法 (2017年11月15日改正、2018年5月25日公示、6月9日施行)

主な改正ポイント

1. 異議申立制度の導入

旧法では、登録前の異議申立制度はなく、登録後に取消・異議申立てを提起する（登録後5年間）しかなかったが、改正法により、登録前の異議申立制度が導入。

出願の書類審査後に公告され、公告日から60日間（意匠、商標、集積回路、GI）、90日間（特許、小特許）異議申立が可能。（39条）

→ 「特許及び小特許に関する決定」（13,14条）、「意匠に関する決定」（15,16条）

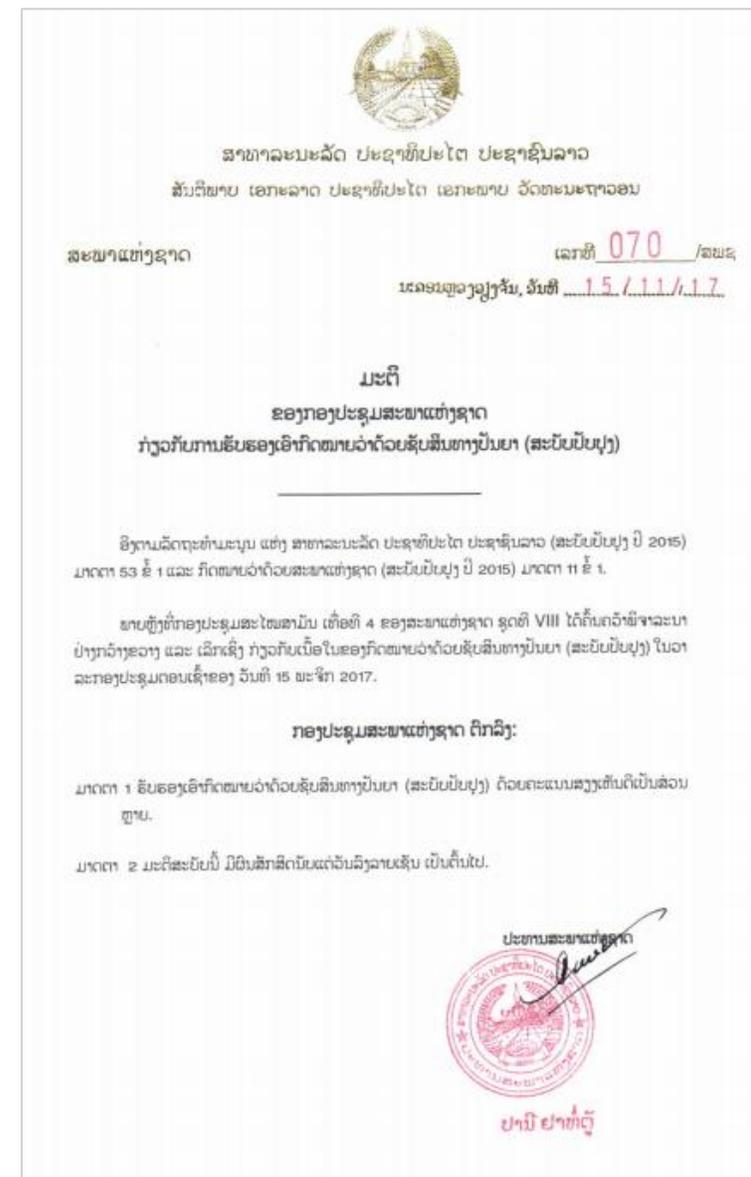
2. 商標の定義の拡大

改正法により、商標の定義が拡大され、立体商標及び動き商標が対象化。（16条）

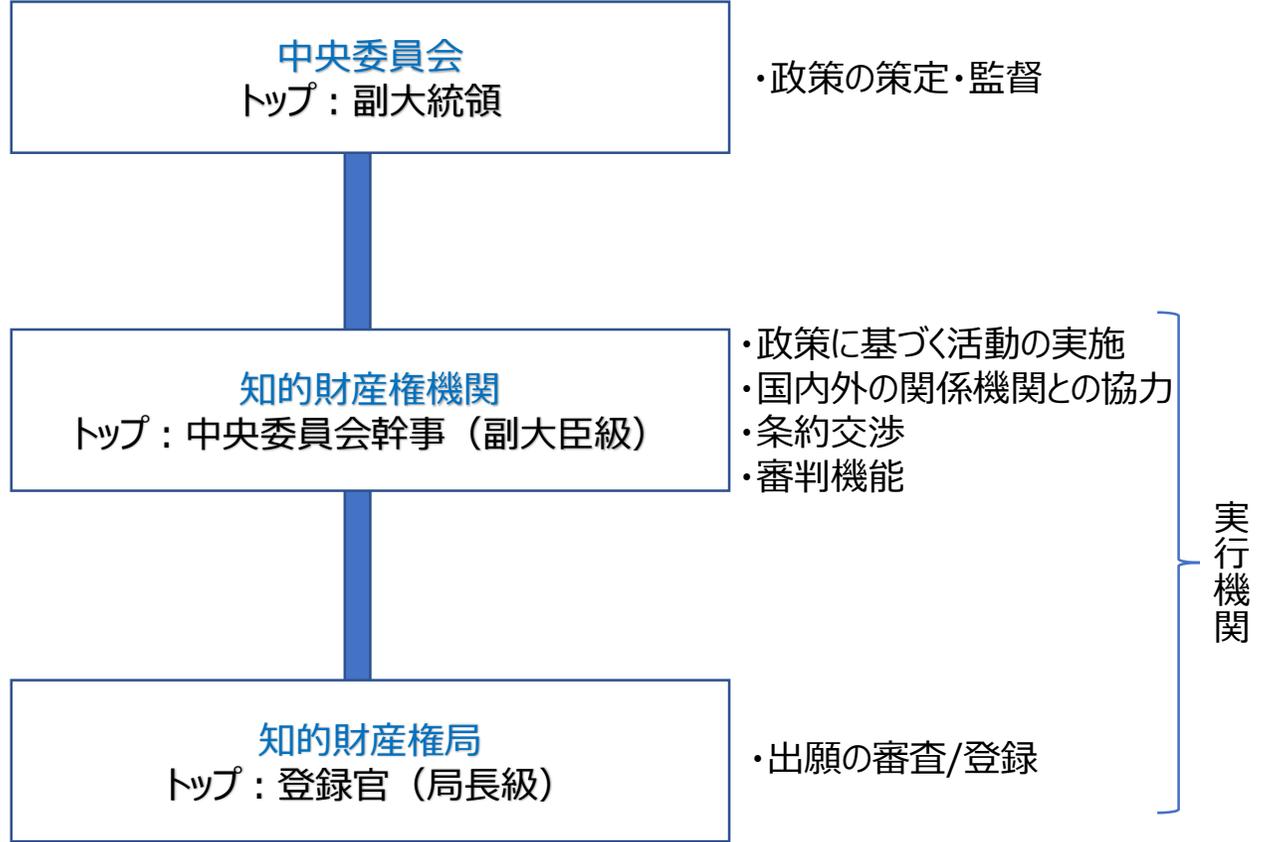
3. 税関による職権差止め

改正法により、税関職員は職権により商標権、著作権、著作隣接権の侵害品を押収可能。（158条）

→ 「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」



▶ミャンマー 知財行政の組織構造



▶ミャンマー知的財産局 モー・モー・トゥエ局長



知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事

ミャンマー商業省知的財産局副局長を経て

2021年4月 ミャンマー商業省知的財産局局長就任

▶ミャンマー商業省知的財産局

設立 2020年12月

※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。その後、2020年12月に教育省から商業省へ移管。

2 (2) ミャンマーでの知的財産についての動き

年代	ミャンマーでの知的財産についての動き	国内状況
1914	著作権法施行	イギリス統治下
1946	特許意匠法（施行されず）	戦後混乱期から独立へ アウンサン将軍暗殺（1947）
1995	世界貿易機関（WTO）加盟 →加盟によりTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務発生 →後発開発途上国(LDC)に対しては国内法整備等のため猶予として協定履行の経過措置期間が設けられた	軍事政権時代 民主化デモ封じ込め（1988） 欧米による経済制裁 ASEAN加盟（1997）
2001	世界知的所有権機関（WIPO）加盟	
2013	LDCのTRIPS協定履行の経過措置期間が2021年まで延長	軍政から民主化へ 民主化政権発足（2016）
2015	知財関連四法案を議会上程するも審議未了（政権交代等）	
2017	知財関連四法案を議会上程	投資環境整備が進む 新投資法施行（2016） 新会社法施行（2018）
2019	商標法・意匠法成立（1月30日） 特許法成立（3月11日） 著作権法成立（5月24日）	
2020	登記済・使用中の商標の申請受付開始（10月1日）	国軍：非常事態宣言 (2021.2.1)

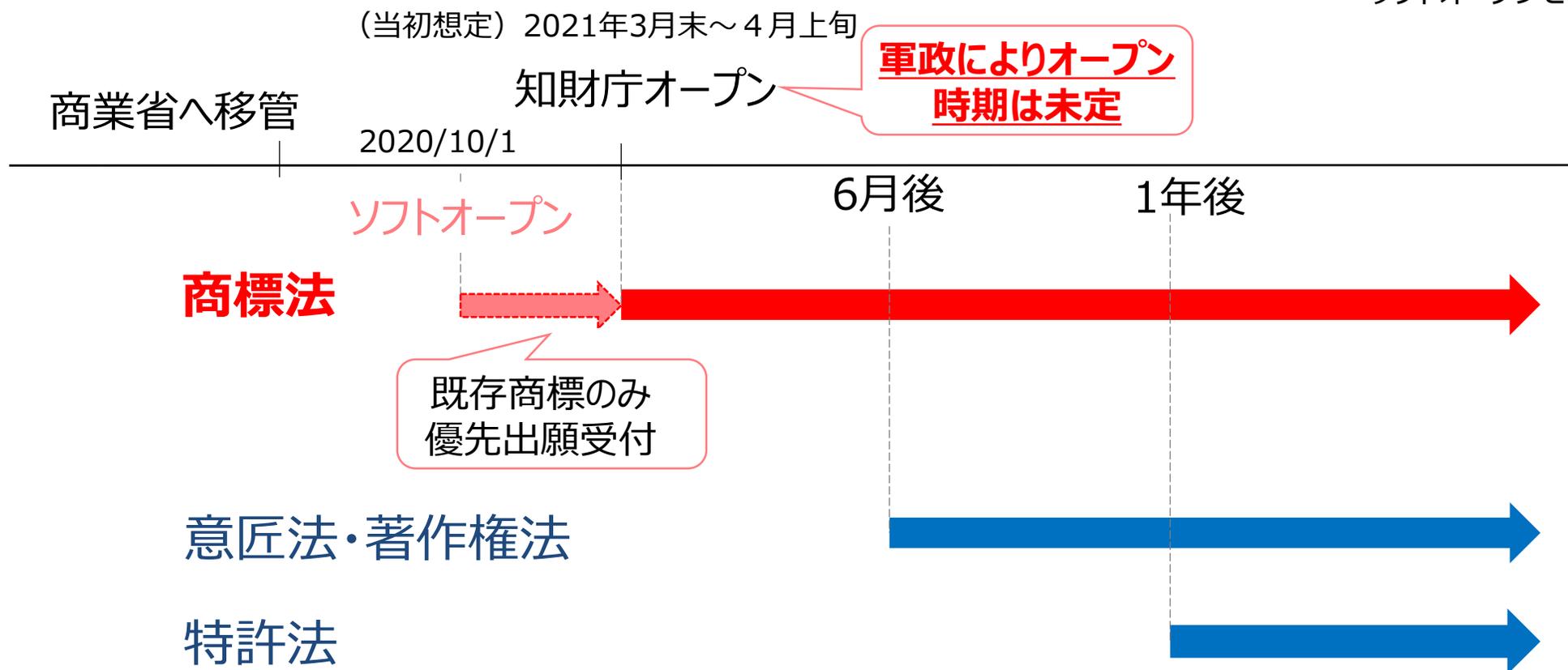
2 (2) ミャンマー知財庁設立の動き

〈法改正の状況〉

- 意匠法・商標法：2019年1月30日に大統領署名、法案成立。
- 特許法：2019年3月11日に大統領署名、法案成立。
- 著作権法：2019年5月24日に大統領署名、法案成立。



ソフトオープンセレモニー



オフィス入口



受付

- 2020年10月1日、**知財局がソフトオープン。既存商標に基づく出願の受付を開始。**
- 2020年12月24日、知財局が（消費者局から独立して）商業省内の局として正式承認された。
- 2021年2月1日、**国軍が国家最高顧問のスーチー氏を拘束。全省庁の大臣・副大臣が解任。**
- 2021年2月4日、Dr. Pwint San (ピウィン・サン)氏が新商業大臣として任命された。
同氏は、2011-15年のテインセイン政権下で商業省副大臣を務め、2015年に知財法(教育省所管)を議会上程した経緯あり。
- 2021年2月8日、Nyunt Aung (ニユン・アウン)氏が新商業副大臣として任命された。
- 2021年4月10日、**Moe Moe Thwe氏がミャンマー商業省知的財産局局長に就任。**
同氏は、知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事し、ミャンマー商業省知的財産局副局長であった。



<https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/04/10-4-2021.pdf>

2 (2) ミャンマー知財庁設立の動き

- 2022年2月25日-3月1日、商標出願に係る代理人向け研修を開催。
- 本研修では、知財局より、WIPO FILEを通じた商標出願の方法について説明されたほか、グランドオープンは今年（2022年）を予定している点、出願に係る政府手数料については、グランドオープンの1～2ヶ月前に公表予定である点、が説明された。



Representative Training(1/2022)



Ministry of Commerce, Intellectual Property Department held "Representative Training (1/2022)" to well understand the trademark application processes for representatives who are applying the trademark applications using WIPO FILE by the Order No. (63/2020) and for who want as representatives in meeting room from Office No. (52), Ministry of Commerce, Nay Pyi Taw at 9:30 P.M on 25-2-2022 using Zoom Webinar.

In this training, Director General of Intellectual Property Department, Dr. Moe Moe Thwe delivered the opening speech and closing speech. During the training-days, representatives from Intellectual Property Department explained the respective subjects. Then the attendees asked the questionnaires and the representative from IP Department replied their respective questions.

This training last five days from 25 February 2022 to 1 March 2022 and representatives from Intellectual Property Department and above (100) attendees were attended.

<https://www.ipd.gov.mm/news/representative-training1-2022>



IP Department Online Filing System

Intellectual Property Department (IPD) is implementing Intellectual Property Laws which are Trademark Law, Industrial Design Law, Copyright Law. WIPO supports WIPO Solutions (WIPO FILE) for e-filing system. WIPOFILE intends for IP Agent.

In order to be convenient for the transition from First 2019.

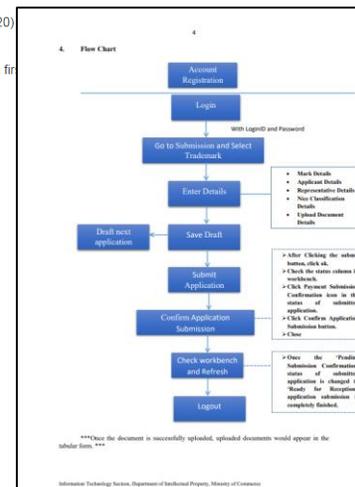
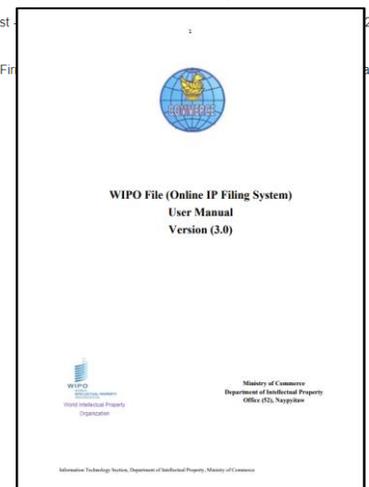
According to the Order No(63/2020), IP Agent/Law Firm

[Online Filing System-WIPO FILE](#)

[User Account Registration Form](#)

[WIPO FILE User Manual](#)

[Withdrawal Request User Manual](#)



知財局のHPの内容も少しずつ充実

ASEANの知財概況

1. ASEANへ進出する各国

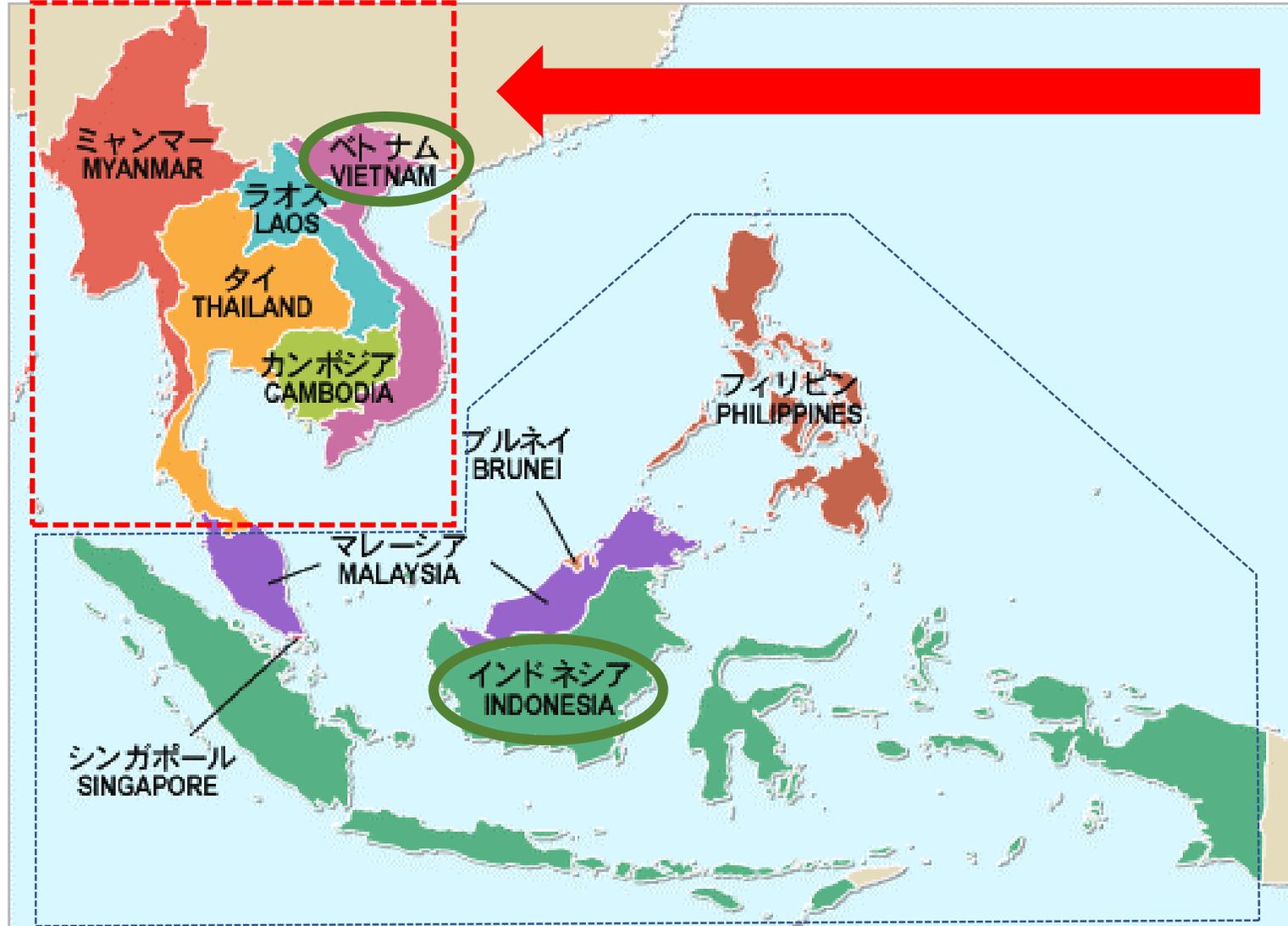
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

3. JETROシンガポール・バンコク知財部の活動



バンコク事務所
(日本人 3 名、現地スタッフ 2 名)



JICA 専門家
・ベトナム 1 名
・インドネシア 1 名

シンガポール事務所
(日本人 1 名、スタッフ 1 名)



対象国：

ASEAN10カ国

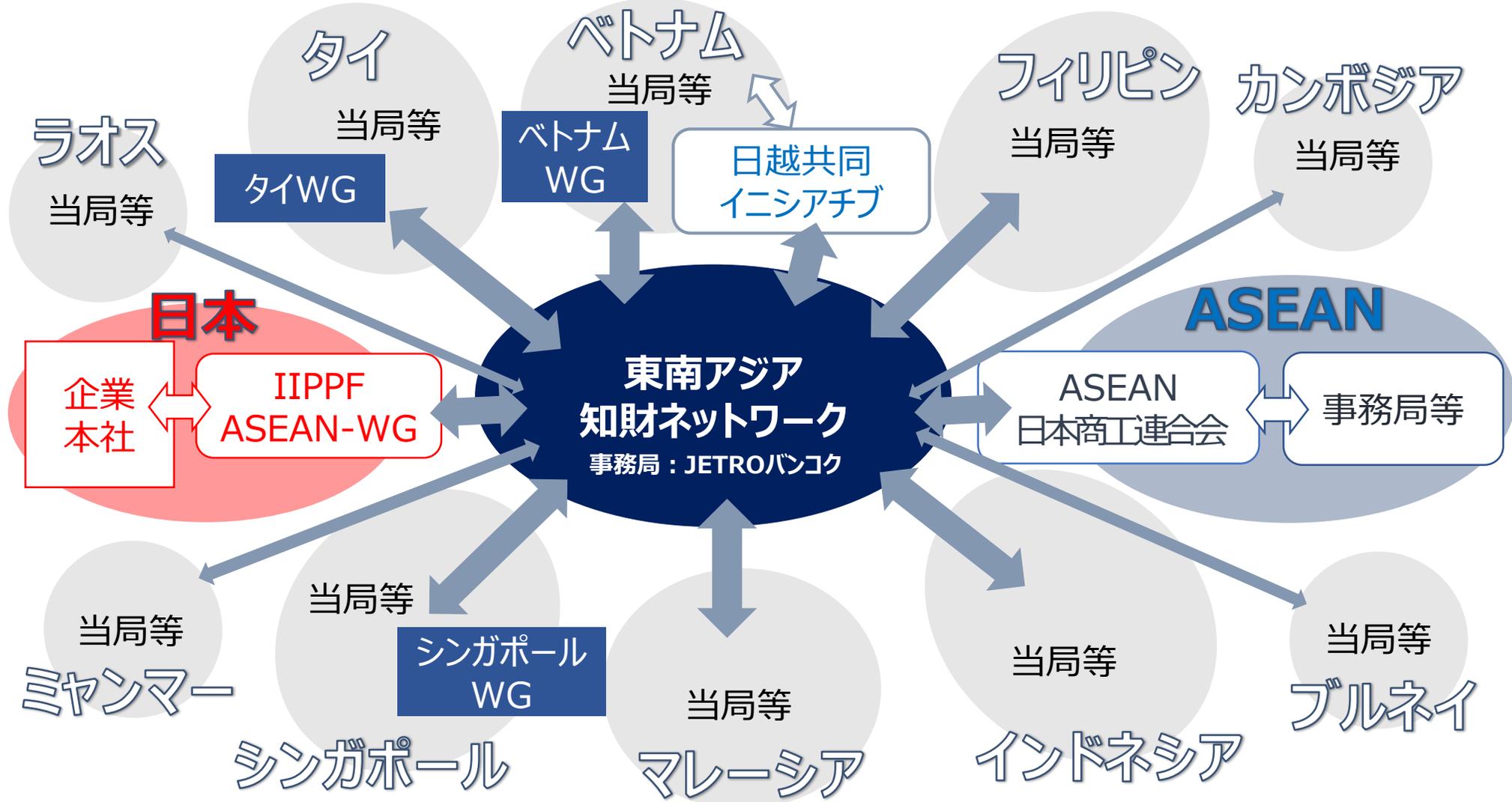
主な業務：

- ①知的財産制度に関する情報の調査およびその広報
- ②日系企業等への知財に関する法律的な助言
(ブリーフィング対応)
- ③知財に関するセミナー開催
(日系企業向け、政府機関向け、現地人向け)
- ④東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ) の事務局
(会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート)
- ⑤現地政府当局へのロビーイング活動
(知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等)

3. ASEANにおける日系企業の活動 SEAIPJ

東南アジア知財ネットワーク (SEAIPJ)

ASEAN地域における横断的な日系企業の知財活動支援の場として2012年に発足



◆タイDIP特許審査官との意見交換（2020年9月）

- タイDIP特許審査官と審査手法や審査の進め方などについて意見交換を実施。

◆タイDIP商標審査官との意見交換（2020年10月）

- タイDIP商標審査官と商品・役務表示の審査、商標の識別性に関する審査などについて意見交換を実施。

◆タイDIP意匠審査官との意見交換（2021年3月）

- タイDIP意匠審査官と審査手法（要部の認定手法、新規事項の判断）などについて意見交換を実施。
→ 意匠審査マニュアル改正予定

◆知財官民対話（2021年3月（対面実施）、2021年9月（中止）、**2022年3月（オンライン実施）**）

タイ側：知的財産局、検察庁、特別捜査局、経済警察、税関、法制局、裁判所等
審査促進やエンフォース、法制度整備などを幅広く議論、改善を要請



→ ASEAN各国知財庁との実務者対話にも参加

ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所
知的財産部

TEL : +65-6429-9553

Email : spr_ip@jetro.go.jp

ジェトロ・バンコク事務所
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 190

Email : bgk_ip@jetro.go.jp

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が
不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。